

Title	公立図書館における指定管理者制度導入館と直営館の所蔵図書と貸出状況
Sub Title	A survey of book collections and circulations of Japanese public libraries managed under designated administrator system and by local governments
Author	水沼, 友宏(Mizunuma, Yuhiro) 辻, 慶太(Tsuji, Keita)
Publisher	三田図書館・情報学会
Publication year	2018
Jtitle	Library and information science No.79 (2018.) ,p.59- 84
JaLC DOI	
Abstract	【目的】公立図書館への指定管理者制度の導入については否定的な意見が多く、中には所蔵資料や学ぶ権利の侵害に触れるものもある。だが、その実態を示す研究は極めて少ない。本研究の目的は、大規模なデータに基づいて、指定管理者制度を導入している図書館（以下、指定館）とそうでない図書館（直営館）の図書の所蔵・貸出状況の差異を、主に学ぶ権利の侵害という観点から示すことである。 【方法】指定館413館、直営館2,619館を対象に、カーリルを用いて (1) 2013年度に出版された図書サンプル10,000点（以下、一般図書）、(2) 1996年から2015年までのベストセラー435点、の所蔵・貸出状況を調査した。所蔵・貸出データは2016年4～7月に収集した。(1) については、NDC（日本十進分類法）やCコード、非絶版図書や価格などの特性ごとに傾向を、(2) については年数が経過したベストセラーの所蔵・複本数、貸出状況などを調査した。 【結果】一般図書に関しては、指定館の方が直営館より「教養」「実用」「専門」に分類される図書やレファレンスブックの所蔵率が高いこと、逆に直営館は指定館よりも、日本の小説などいわゆる軽めの図書の所蔵率が高いことが分かった。さらに都道府県立、特別区立、町村立の図書館では、指定館の方が直営館よりコミックスの所蔵率が低いことが分かった。ベストセラーに関しては、直営館の方が指定館より蔵書に占めるベストセラーの割合が高く、タイトル当たりの複本数も多く、大量の複本が貸し出されずに図書館に残っているケースが多かった。「学ぶ権利を侵害しない図書」とはどのようなものか議論は残るものの、一般的な感覚としては、「指定館は直営館より学ぶ権利を侵害する図書を提供している」とは言い難い結果が得られた。 Purpose: In Japan, some argue that introducing“ designated administrator system” to public libraries leads to poor collection and infringement of users’ rights to learn. However, few studies have been conducted on the large sample of libraries managed by this outsourcing system (“OS libraries”) and those managed directly by local governments (“LG libraries”). The purpose of this study is to clarify the differences of book collections and their circulations between OS and LG libraries, paying special attention to rights to learn. Methods: We investigated books held by 413 OS and 2,619 LG libraries. The sample books were (1) 10,000 books published in 2013 and (2) 435 bestsellers. We investigated each library's holdings and circulations of these books using Calil API. As for (1), properties of books such as NDC categories, C codes, out-of-prints or not and prices were considered. As for (2), publication years and the number of duplicates were also considered. Results: The results show that OS libraries tend to hold practical/academic books

	and reference books more than LG libraries. In contrast, LG libraries tend to hold novels more than OS libraries. Moreover, some types of OS libraries were more prudent in holding comics than their corresponding LG libraries. It was also found that OS libraries tend to hold fewer bestsellers and their duplicates than LG libraries. In some LG libraries, many of the duplicates were not being borrowed. With these results, we can say that OS libraries are not infringing users' rights to learn in an ordinary sense.
Notes	原著論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00003152-00000079-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

原著論文

公立図書館における指定管理者制度導入館と直営館の所蔵図書と貸出状況

A survey of Book Collections and Circulations of Japanese Public Libraries Managed under Designated Administrator System and by Local Governments

水 沼 友 宏
Yuhiro MIZUNUMA

辻 慶 太
Keita TSUJI

Résumé

Purpose: In Japan, some argue that introducing “designated administrator system” to public libraries leads to poor collection and infringement of users’ rights to learn. However, few studies have been conducted on the large sample of libraries managed by this outsourcing system (“OS libraries”) and those managed directly by local governments (“LG libraries”). The purpose of this study is to clarify the differences of book collections and their circulations between OS and LG libraries, paying special attention to rights to learn.

Methods: We investigated books held by 413 OS and 2,619 LG libraries. The sample books were (1) 10,000 books published in 2013 and (2) 435 bestsellers. We investigated each library’s holdings and circulations of these books using Calil API. As for (1), properties of books such as NDC categories, C codes, out-of-prints or not and prices were considered. As for (2), publication years and the number of duplicates were also considered.

Results: The results show that OS libraries tend to hold practical/academic books and reference books more than LG libraries. In contrast, LG libraries tend to hold novels more than OS libraries. Moreover, some types of OS libraries were more prudent in holding comics than their corresponding LG libraries. It was also found that OS libraries tend to hold fewer bestsellers and their duplicates than LG libraries. In some LG libraries, many of the duplicates were not being borrowed. With these results, we can say that OS libraries are not infringing users’ rights to learn in an ordinary sense.

水沼友宏：筑波大学大学院図書館情報メディア研究科

Yuhiro MIZUNUMA: Graduate School of Library, Information and Media Studies, University of Tsukuba

e-mail: yuhiro@slis.tsukuba.ac.jp

辻 慶太：筑波大学図書館情報メディア系

Keita TSUJI: Faculty of Library, Information and Media Science, University of Tsukuba

e-mail: keita@slis.tsukuba.ac.jp

受付日：2017年8月9日 受理日：2017年12月14日

- I. はじめに
- II. 関連研究
- III. 研究方法
 - A. 調査対象の図書館とそのタイプ
 - B. 調査対象の図書
 - 1. 一般図書
 - 2. ベストセラー
 - C. 分析方法
 - 1. 一般図書の分析方法
 - 2. ベストセラーの分析方法
- IV. 結果
 - A. 一般図書の分析結果
 - 1. NDC
 - 2. Cコード
 - 3. 非絶版図書
 - 4. 価格
 - 5. 貸出率
 - B. ベストセラーの分析結果
 - 1. 蔵書に占めるベストセラー
 - 2. 正規化ベストセラー複本数
 - 3. 複本数とその貸出数
- V. 考察
- VI. おわりに

I. はじめに

指定管理者制度とは、「地方公共団体が設置する文化施設などの公の施設の管理、運営を株式会社やNPOを含む民間事業者に行わせることができる制度」¹⁾である。指定管理者制度を公立図書館に導入することについては、これまで多くの議論が行われてきた^{2)~5)}。導入には否定的な意見も多く、日本図書館協会は“公立図書館の目的、役割・機能の基本を踏まえ、公立図書館への指定管理者制度の導入については、これまでの見解と同様に、基本的になじまないと考えます”⁶⁾と述べている。また同協会は、指定期間の短さを問題視し、“所蔵資料のコレクション形成は図書館運営にとって極めて重要なことですが、これは一貫した方針のもとで継続して実施することにより実現できます”⁷⁾とも述べている。さらに社会教育

推進全国協議会は“このような指定管理者制度が公民館・図書館・博物館などに導入されるならば…(中略)…総じて地域住民の学ぶ権利が侵害されていくことが予想されよう”⁸⁾と述べている。

これらの批判は、(1)収集方針の継続性のなさ、(2)学ぶ権利の侵害、の2つにまとめることができよう。以下ではそれぞれを検討した上で、本研究の目的を述べる。

まず(1)であるが、桑原芳哉⁹⁾は、2015年度時点で214自治体、528館が指定管理者制度を導入しており、“2期目以降に事業者が変更になった事例は、2015年度までに27自治体、54館と、指定管理者制度導入図書館全体の1割程度に留まっている”と述べている。1割程度という数値は高いとはいえない。また指定管理者を選定するのは自治体であり、自治体は応募した事業者の提案内容を審査して次の指定管理者を選定すること

を考えれば、収集方針の継続を望む自治体は継続的な収集方針を提案した事業者を選定するはずである。異なる収集方針の事業者を選定したとすれば、それは自治体の意思によるものであり、「収集方針の継続性のなさ」を指定管理者の責任、少なくとも指定管理者一人の責任に帰するのは無理がある。また繰り返すと、指定管理者が変更されるケースは先述のように1割程度にとどまっている。以上のことから本研究では、先ほどの「(1) 収集方針の継続性のなさ」は批判として妥当でない、あるいは検証すべきにしても喫緊のものではないという立場を取り、主に次の「(2) 学ぶ権利の侵害」に焦点を当てる。

ではその(2)について述べる。公立図書館は様々なサービスを提供する機関であるが、図書の提供がサービスの中心であることは議論の余地がない。そう考えると、先述の社会教育推進全国協議会の批判は「指定管理者制度を導入した図書館は、学ぶ権利を侵害する図書を提供する」と読み替えても大きく外れてはいないであろう。学ぶ権利を侵害する図書、逆に侵害しない図書とはどのようなものか、図書をそのように二分できるのかは大いに議論の余地がある。小説などフィクションも含めて、いかなる図書からも学ぶことはできる。だがここでは社会教育推進全国協議会に従って二分できるという立場に立ち、さらに著者らの独断で、いわゆる教養書、実用書、専門書は学ぶ権利を侵害しない図書とみなす。また経済的な格差によって学ぶ権利の保障に差が出ないよう、公立図書館は非絶版図書の提供に配慮すべきという立場を取る。経済的に恵まれた人のみが書店などで図書が入手できるという状況は、学ぶ権利の保障に差が出ており問題であると考ええる。絶版になった図書は、書店などで入手できないという意味で、経済的格差とは別の次元で学ぶ権利に関わっており、またそのような図書の提供は、スペースが限られた公立図書館よりは、国立国会図書館などが行うべきであると考ええる。

次に学ぶ権利を侵害する図書について述べる。本研究では学ぶ権利を侵害する図書の1つとして、極端ではあるが、貸し出されずに書架を占め

る大量の同一タイトルのベストセラーを考える。図書館のスペースは限られていることを考えれば、そのような図書は廃棄し、他の図書と入れ替えた方が学ぶ権利の保障につながるはずである。そうされていないという事態は学ぶ権利を間接的に侵害しているとみなす。学ぶ権利という観点からは離れるが、公立図書館のベストセラーの複本購入についてはこれまで、作家や出版社、各協会から度々問題視されている^{10)~13)}。指定館の実態を明らかにするに当たっては、この点も取り上げるべきであると考えた。最後に本研究では、図書の価格にも焦点を当てる。ほとんどないと思うが、限られた予算の中で極端に高価な図書を提供することは、その分低価格の図書を多数提供することを犠牲にし、場合によってはそれら図書の潜在的利用者の学ぶ権利を侵害する。学ぶ権利の最適な保障方法をどう考えるかによるが、極端に高価な図書の提供は、公立図書館というよりは他の種類の図書館の方がふさわしいように思われる。

さて指定管理者制度を導入している図書館(以下、指定館)とそうでない図書館(以下、直営館)について、上記のような資料の所蔵・貸出状況の差異を、大規模なサンプル館を対象に調べた研究は行われていない。そこで本研究では、指定館413館、直営館2,619館を対象として¹⁴⁾、主に学ぶ権利の侵害という観点から、以下の2つの図書群を対象とした所蔵・貸出状況調査を行いその差異を明らかにする。即ち、(1)2013年度に出版された図書サンプル10,000点(以下、一般図書)¹⁵⁾、(2)1996年から2015年までのベストセラー435点、の2つである。(1)は指定館の所蔵・貸出状況、特に先ほどの教養書、実用書、専門書と、非絶版図書、価格に焦点を当てた調査である¹⁶⁾。教養書、実用書、専門書の判定には、後述のようにCコードや日本十進分類法の分類番号(以下、NDC)を用いる。Cコードには「読者対象」という項目があり、本研究ではこの「読者対象」に「教養」「実用」「専門」というカテゴリが付与されていた図書は教養書、実用書、専門書であると考ええる。(2)は、先ほどの学ぶ権利を侵害する図書としての、大量の同一タイトルベ

トセラーを中心とした所蔵・貸出状況を明らかにするものである。こうした所蔵・貸出状況は常に直営館と比較する形で行う。

調査対象の3,032館はカーリル¹⁷⁾で所蔵・貸出状況が調査可能であるという理由で選んだ。所蔵・貸出のデータはカーリルの協力を得て2016年4月29日から7月29日までの期間に収集した。

本研究の意義としては、学ぶ権利を中心として、図書の所蔵・貸出状況に関する指定館の特徴を明らかにすることで、公立図書館への指定管理者制度導入の是非を議論する際の基礎的な資料を提供する点が挙げられる。また、指定館・直営館それぞれの傾向を示すことで、双方のサービス改善に寄与する可能性もある。なお、先述のように、本研究の特徴及び新規性は、(a)大規模なサンプルを用いていること、(b)指定館と直営館の数量的な比較を行っていること、の2点にある¹⁸⁾。

本論文は以下のように構成される。まず次の第II章で関連研究を紹介する。第III章では本研究で用いたデータと手法について述べ、第IV章では結果を述べる。第V章では結果を踏まえた考察を行い、第VI章で総括する。

II. 関連研究

池沢昇¹⁹⁾は、2014年4月から指定館になった海老名市立図書館の2015年10月のリニューアル開館用の選書リスト(8,343点)の分析を行い、発売年が2013年のものが最も多く2015年のものは386点に過ぎなかったこと、料理分野(4,137点、49.6%)、旅行分野(1,252点、15.0%)の図書が高い割合を占める一方、教育、数学、物理、児童書等多くの分野の図書が選書リストに含まれておらず、分野に偏りが見られたと述べている。だが池沢が調べたのは海老名市立図書館だけであり、直営館との比較は行っておらず、また「偏り」の定義も明らかではない。

複数の指定館で提供されているサービスを調べた研究としては以下のものがある。まず小山永樹らは、「公共図書館の経営に関する調査」²⁰⁾として、2007年に全国の都道府県・市町村の教育委員会図書館担当課を対象に質問紙調査を行い、制

度導入の検討を行った組織などとともに、サービス面での導入のメリットを自由記述形式で尋ねている。前田博子²¹⁾は『日本の図書館』2005年版に掲載されている市町村立図書館から無作為に抽出した1,000館を対象に質問紙調査を行い、制度導入の有無や導入していると回答した館(27館)に対し導入後のサービスの変化や課題を尋ねている。日本図書館協会²²⁾は2007年に、前年度までに指定管理者制度を導入した図書館に対し質問紙調査を実施し、開館時間や休館日について導入前後で異なる点を尋ね、それら以外のサービスの変化については自由記述形式で尋ねている。

本論文の第一著者である水沼友宏²³⁾は、国立国会図書館による全国調査のローデータをを用い、指定館252館と直営館2,138館のレファレンスサービスの実施状況を比較して、指定館の方が直営館より、利用者が自分で情報を調べられる環境作りに積極的であるという結果を示している。これについては本研究の所蔵図書の結果と絡めて、第V章で再び言及する。

指定館の選書や所蔵資料に言及した研究としては以下のものがある。まず、大場博幸²⁴⁾は、公立図書館における中立・公平な所蔵について検討することを目的とし、集团的自衛権を主題とする図書91点を賛否に従ってグループ分けし、それぞれの公立図書館における所蔵実態を調べている。この調査では、分析項目の一つとして指定館の傾向も調べており、指定館のうち集团的自衛権を主題とする図書を所蔵する館は361館であったが、その傾向は直営館とほとんど変わらなかったと報告している。

指定管理者制度を離れると、図書館の所蔵資料の実態を明らかにした研究は数多くある。論争を招くような(Controversialな)図書や対立する意見を持つ図書^{24)~28)}、外国文学²⁹⁾、レファレンスブック³⁰⁾、官庁出版物³¹⁾、ポルノグラフィ³²⁾、新書³³⁾、雑誌^{34)~37)}、新聞³⁷⁾、などその対象は多岐にわたる。また、ベストセラーを対象とした研究も数多く行われている^{38)~41)}。そのうち「公立図書館貸出実態調査2003報告書」¹¹⁾、安形輝¹²⁾の調査はそれぞれ貸出数や予約数にも着目してい

る。図書の分野・形態を限定しない包括的な調査としては、大阪府の図書館を対象とした大村ちず子の調査⁴²⁾、公共図書館・大学図書館・国立国会図書館を対象とした大場博幸らの調査⁴³⁾などがある。大場らの調査は、2006年上半期に刊行された図書35,159点（公共図書館については5,046点）を対象とした所蔵調査である。本研究と同様、公共図書館の所蔵を調べるためにカーリルを用いており、絶版図書の所蔵傾向、Cコードを用いた分野ごとの所蔵傾向も示しているが、指定館・直営館の比較などは行っていない。

III. 研究方法

以下では本研究で調査対象とした図書館、図書、それらの分析方法について述べる。

A. 調査対象の図書館とそのタイプ

先述のように調査対象の図書館はカーリルで検索可能な公立図書館（図書室・公民館を除く⁴⁴⁾）3,032館とした。本研究では、これら調査対象館を指定館と直営館に分け両者を比較した。さらにそれぞれを（a）本館・分館、（b）設置自治体種別、に分けタイプごとに指定館と直営館の比較を行った。加えて指定館については（c）民間企業や特定非営利法人（以下、NPO）といった担当指定管理者の法人形態、（d）担当指定管理者（個々の企業など）、で分け、それぞれで指定館と直営館（全館）とを比較した。以下では、これらタイプ分けの方法を詳述する。

まず、指定館・直営館の別は「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について2015年調査」⁴⁵⁾（以下、「2015年調査報告書」）から判断した。この報告書には2015年3月末までに指定管理者制度を導入した432の図書館の名称、導入年度等が記載されている。この調査は、日本図書館協会が2015年4月に47都道府県立図書館に調査票を郵送し、各館が自身の都道府県内の状況を回答したものである（有効回答数は45館）。本研究では、調査対象館のうちこの報告書に記載されている館を指定館、されていない館を直営館とみなした。調査対象館と2015年調査報告書に現

れる図書館を図書館名をもって突き合わせたところ、指定館は413館、直営館は2,619館となった。なお、その際図書館名は一致しないものの同音異形など同一の館と考えられるものが31館存在した。これらについては同一の館と見なし、指定館とした。

さて、図書館の規模や役割は本館・分館の別や設置自治体種別によって大きく異なる可能性がある。そこで本研究では『日本の図書館』2014年版⁴⁶⁾の図書館コードと配列コードから、調査対象館を本館・分館（本館（中央館）以外の館を指す）、設置自治体種別を（1）都道府県立、（2）特別区立、（3）政令指定都市立、（4）市立（政令指定都市以外の市立図書館を指し、『日本の図書館』で「市立」とされているもの）、（5）町村立、の5種類に分け、分析を行った。調査対象館と『日本の図書館』2014年版の突き合わせは図書館名をもって行ったが、図書館名は異なるものの同一の館と考えられる館が120館存在したためこれらは同一の館として突き合わせた。また、「伊達市立図書館」「明和町立図書館」「川西町立図書館」「美浜町立図書館」「池田町図書館」は同名の館が複数存在したため住所から同定した。それぞれのサンプル数は第1表のようになった。なお、『日本の図書館』2014年版に掲載されていなかった図書館はサンプルから除外した。それぞれの合計サンプル数が調査対象館の合計サンプル数（3,032館）と異なるのはこのためである。

次に先ほどの（c）と（d）について述べる。指定館の性格は、民間企業やNPOといった担当指定管理者の法人形態や、さらに例えば民間企業の指定管理者の中でも企業によって異なるかもし

第1表 本館・分館、自治体種別のサンプル数

		指定館	直営館
本館・分館の別	本館	142	1,071
	分館	269	1,464
自治体種	都道府県立	4	53
	政令指定都市立	55	222
	特別区立	96	123
	市立	207	1,731
	町村立	49	406

第2表 管理者ごとのサンプル数

管理者の法人形態	民間企業	320
	NPO	34
	公社財団	47
	民N公以外	12
管理者	T社	101
	V社	17
	H財団	11

れない。そこで先述の「2015年調査報告書」を参考に、まず指定館をその管理者の法人形態に基づいて4種類に分けた。即ち、(1) 民間企業、(2) NPO、(3) 公社・財団、(4) 左記の(1)(2)(3)以外(以下、「民N公以外」)、の4種類である⁴⁷⁾。これが先ほどの(c)に当たる。さらに総務省の「指定管理者制度導入状況調査」⁴⁸⁾を用いて、各館の担当指定管理者を特定した。この調査は総務省が2012年4月1日時点での指定管理者制度の導入状況を調べたものであり、地方公共団体ごとに指定管理者制度を導入している施設、担当管理者等が公開されている。この調査を用いて各館の管理者を判断したところ、指定館413館のうち310館の管理者を把握できた⁴⁹⁾。本研究では10館以上の指定館を運営していた以下の3つの指定管理者を分析対象とした⁵⁰⁾。即ち、(1) T社、(2) V社、(3) H財団、の3管理者である。これが先ほどの(d)に当たる。担当指定管理者の法人形態と上記3種類の担当指定管理者のサンプル数は第2表のようになった。

B. 調査対象の図書

本研究では調査対象として(1) 一般図書、(2) ベストセラー、を取り上げる。以下では、それぞれについて詳述する。

1. 一般図書

本研究では、指定館の図書の所蔵・貸出状況を明らかにすることを目的として、一般図書(先述の2013年度に出版された図書サンプル10,000点)の所蔵状況をまず明らかにする。具体的には、第I章で述べたように、学ぶ権利の侵害という観点を中心として、NDC、Cコード、非絶版図

書、価格、という特性ごとに指定館と直営館の所蔵状況を比較し、その差異を明らかにする。以下では一般図書サンプルの選定方法、本研究で対象とする図書の特性とそのデータの取得方法について述べる。

一般図書のサンプル選定は以下の手順で行った。まず、NDL-OPACの全国書誌提供サービス⁵¹⁾を用いて、2013年4月1日から2015年7月31日までに作成された全国書誌データ(図書のみ)をダウンロードした。データの取得は2015年8月16日から18日に行い、317,855件のデータを取得した。このデータの「出版事項」をもとに、出版年月が2013年度(2013年4月から2014年3月まで)のものを抽出した(116,844件)。抽出したデータからISBNが付与されているデータのみを抜き出し(93,169件)、そこから10,000件を無作為抽出した。

分析対象とする特性は第3表に示した。第3表には、各特性について取り得る値や入手経路、データの取得日等も示してある。例えば、第3表から、本研究ではNDCの3次区分までを分析対象とする特性として取り上げ、各調査対象図書のNDCは2015年8月16日から18日にNDL-OPACの全国書誌提供サービスから入手したことが分かる。以下ではそれぞれで得られたサンプル数と、表中に示せなかったデータ収集方法の補足を(1) NDC・価格、(2) Cコード、(3) 非絶版図書、の順に述べる。表中の「分析方法」については次節で詳述する。

(1) NDC・価格: NDCと価格はそれぞれNDL-OPACの全国書誌提供サービスの「NDC(9)」[価格等]の項目を参照した。一般図書サンプルのうち、NDCの分類記号、価格を付与できた図書はそれぞれ8,147点、9,882点、となった。

(2) Cコード: Cコードとは、日本図書コードの「C」に続く4桁の数字を指し、販売管理、売り上げ分析、書店の陳列場所の目安などに用いられている。1桁目は「読者対象」を、2桁目は「発行形態」を、3桁目と4桁目は「分野と内容」を表す⁵²⁾。Cコードは(1) Books.or.jp(<http://www.books.or.jp/>)、(2) 版元ドットコ

第3表 分析対象とする特性とその入手方法

分析対象とする特性		取り得る値	分析方法 (3.3.1 節で詳述)	入手経路とデータ取得日
NDC	1 次区分	0, 1, ..., 8, 9	分類番号ごとに 所蔵率を比較	NDL-OPAC の全国書誌提供サービス (i), 取得日: 2015/8/16~18.
	2 次区分	00, 01, ..., 98, 99		
	3 次区分	000, 001, ..., 998, 999		
C コード	1 桁目 (読者対象)	0, 1, ..., 8, 9	コードごとに 所蔵率を比較	Books.or.jp (ii) 取得日: 2016/5/4~5. 版元ドットコム書誌情報 API, 取得日: 2016/5/9. ヨドバシ.com (iii), 取得日: 2016/5/11~12.
	2 桁目 (発行形態)	0, 1, ..., 8, 9		
	3・4 桁目 (分野と内容)	00, 01, ..., 98, 99		
非絶版図書		1 (非絶版), 0 (絶版)	「1 (非絶版)」の図書の所蔵率を比較	Books.or.jp (ii), 取得日: 2016/5/24.
価格 (円)		120 (最小値)~ 500,000 (最大値)	所蔵している図書の 平均値を比較	NDL-OPAC の全国書誌提供サービス (i), 取得日: 2015/8/16~18.

(i) http://www.ndl.go.jp/jp/data/data_service/jnb/ndl_opac.html の「全国書誌提供サービス」(ii) <http://www.books.or.jp/>(iii) <http://www.yodobashi.com/>

ム (<http://www.hanmoto.com/>), (3) ヨドバシ.com (<http://www.yodobashi.com/>), の3つのサイトから ISBN をキーに検索を行い入手した。さてヨドバシ.com では, C コードとしてそのまま C で始まる数字4桁を公開してはいるが, 書誌情報として「対象」「発行形態」「内容」の項目が存在する。本研究では, これらそれぞれの項目を収集し, C コードと対応づけた⁵³⁾。なお, ヨドバシ.com では, 図書のページが存在しても「対象」や「発行形態」がページ上に表示されず, 収集できないものもあった。この場合は「内容」など公開されている情報だけを収集した。以上の方法で C コードを収集したところ, (1) Books.or.jp, (2) 版元ドットコム, ではそれぞれ 6,403 件, 3,280 件, の C コードを, (3) ヨドバシ.com では「対象」「発行形態」「内容」をそれぞれ 6,992 件, 8,482 件, 8,485 件, 収集でき, (1) から (3) のいずれかの方法で 1 桁目 (読者対象), 2 桁目 (発行形態), 3・4 桁目 (分野と内容) の数値を付与できた図書はそれぞれ 8,505 点, 9,121 点, 9,121 点, となった。

(3) 非絶版図書: 第3表に示したように, 本研究では Books.or.jp⁵⁴⁾で ISBN をキーに検索を行い,

ヒットした場合に非絶版図書とした (なお, 本論文で用いる「絶版」は品切重版未定も含めた事実上の絶版を指す)。結果, 非絶版図書は 6,527 点となった。

2. ベストセラー

本研究では, 出版後数年が経過したベストセラーの所蔵状況や複本の数, その貸出の実態を明らかにするため, 過去 20 年分のベストセラーを取り上げ, 指定館と直営館で比較した。調査対象とするベストセラーは株式会社トーハンが発表する年間ベストセラー⁵⁵⁾の総合ジャンル上位 20 位の図書とし, 1996 年から 2015 年までのデータを収集した。

さて本研究では後述するように ISBN を検索キーに所蔵データを収集した。トーハンが発表する年間ベストセラーのうち 2000 年以降に発表されたものには ISBN が併記されていたためこれを用いたが, 1996 年から 1999 年の 4 年分には併記されていなかった。そこで, NDL-OPAC⁵⁶⁾を用いて ISBN の取得を試み, ISBN が取得できなかったものは分析対象から除外した。以上の方法で選定したベストセラー 435 点を本研究の分析対

象図書とした。なおサンプル数が上位 20 位×20 年分の 400 点を超えるのはある年・ある順位の図書が 1 点とは限らないためである。例えば、2015 年の 19 位は「だるまさんが」(978-4-89309-431-5), 「だるまさんの」(978-4-89309-447-6), 「だるまさんと」(978-4-89309-452-0) の 3 点であった。

C. 分析方法

先述したように本研究では一般図書の所蔵調査を先述の各種特性ごとに行う。またベストセラーを対象に所蔵調査と複本調査を行う。さらに両図書を対象に貸出状況の調査も行う。所蔵データはカーリルの協力を得て ISBN を検索キーに 2016 年 4 月 29 日から 7 月 29 日に収集した。収集した所蔵データは、(1) ISBN, (2) システム ID (蔵書管理システムの固有の識別子), (3) 所蔵情報等を構成要素とし、所蔵情報としてその図書を所蔵している場合のみ図書館と紐付けられる「libid」とその「貸出状態」が示されるものである。この libid と貸出状態からそれぞれ当該図書の所蔵館とその貸出状況を判断した。また、本研究では複本の分析に当たり「複本数」を用いた。「複本数」とは「同一タイトル (ISBN) の図書の所蔵冊数」と定義し、収集したデータの同一 ISBN, libid のデータ数を複本数とした (同一 ISBN の図書を 1 冊しか持っていない場合は複本数は 1 となる)。

1. 一般図書の分析方法

一般図書の分析では、以下のいずれかに該当する館は分析対象館から除外した。即ち、(1) 2013 年時点では直営館であった指定館, (2) 2013 年時点では指定館であった直営館, (3) 一般図書を 1 点も所蔵していない館, である。(1) (2) を除外した理由は、所蔵している一般図書の収集時期が指定管理者制度を導入している時か直営の時かの判断が難しいためである。指定館 413 館, 直営館 2,619 館のうち (1) (2) に該当する館はそれぞれ 34 館, 3 館であった。また (3) に該当する館はそれぞれ 6 館, 60 館であった。以上より、一般図書の分析対象館は指定館, 直営館それぞれ

373 館, 2,556 館となった。

これらの対象館に対し、(a) 第 3 表に示した特性ごとの分析と (b) 貸出率の分析を行った。(a) は (a-1) 価格の分析, (a-2) 価格以外の特性の分析, で 2 つの方法に分けられ, (a-1) では次式で定義した所蔵タイトル当たりの平均価格を館ごとに算出した。

$$\begin{aligned} & \text{所蔵タイトル当たりの平均価格 (円)} \\ &= \frac{\text{所蔵している一般図書の} \\ & \quad \text{価格の合計 (複本は除く)}}{\text{一般図書の所蔵タイトル数}} \end{aligned}$$

(a-2) では次式で定義した所蔵率を館ごとに算出した。

$$\begin{aligned} & \text{所蔵率 (\%)} \\ &= \frac{\text{その特性を持つ} \\ & \quad \text{一般図書の所蔵タイトル数}}{\text{一般図書の所蔵タイトル数}} \times 100 (\%) \end{aligned}$$

一方, (b) の分析では、以下に定義した貸出率を館ごとに算出した。

$$\begin{aligned} & \text{貸出率 (\%)} \\ &= \frac{\text{「貸出中」の} \\ & \quad \text{一般図書の所蔵タイトル数}}{\text{一般図書の所蔵タイトル数}} \times 100 (\%) \end{aligned}$$

「貸出中」の図書は先述の「貸出状態」から判断し、貸出状態が「貸出中」または「予約中」の図書を貸出中の図書とした。複本を持つ場合は、1 点でも「貸出中」であればそのタイトルは「貸出中」とした。

一般図書の分析では以上の方法で算出した「所蔵タイトル当たりの平均価格」「特性ごとの所蔵率」「貸出率」を指定館と直営館で比較した。比較に当たっては平均値の差に主眼を置き、指定館の平均値と直営館の平均値の差が統計的に有意なものかは Welch の t 検定 (両側) で調べた。また以下では簡略化のため「館当たりの所蔵タイトル当たりの平均価格の平均値」「館当たりの所蔵率の平均値」「貸出率の平均値」をそれぞれ「平均価格」「平均所蔵率」「平均貸出率」と呼ぶ。

2. ベストセラーの分析方法

ベストセラーに関しては以下の3つの分析を行った。即ち、(a) 蔵書に占めるベストセラーの割合の分析、(b) 正規化ベストセラー複本数の分析、(c) 複本数とその貸出数の分析、の3つである。以下それぞれについて詳述する。

まず分析 (a) について述べる。分析 (a) では下記に定める蔵書に占めるベストセラーの割合をそれぞれの館で算出した。

$$\begin{aligned} & \text{蔵書に占めるベストセラーの割合 (\%)} \\ &= \frac{\text{ベストセラーの所蔵冊数 (冊)}}{\text{蔵書冊数 (冊)}} \times 100 (\%) \end{aligned}$$

ベストセラーの所蔵冊数はタイトル数とは異なり、複本を含む値である。各館の蔵書冊数は『日本の図書館』2014年版から取得し、同書に蔵書冊数が記載されていない館や0と記載されている館はサンプルから除外した。以上の方法で各館の蔵書に占めるベストセラーの割合を算出し、指定館のそれと直営館のそれを比較した。一般図書館の分析と同様、指定館の蔵書に占めるベストセラーの割合の平均値と直営館のその差が統計的に有意なものかは Welch の t 検定 (両側) で調べた。

次に分析 (b) について述べる。分析 (b) では下記に定める正規化ベストセラー複本数をそれぞれの館で算出した。

$$\begin{aligned} & \text{正規化ベストセラー複本数 (冊)} \\ &= \frac{\text{ベストセラーの所蔵冊数 (冊)}}{\text{ベストセラーの所蔵タイトル数 (点)}} \\ & \quad \times \frac{1}{\text{蔵書冊数 (10万冊)}} \end{aligned}$$

蔵書冊数で除したのは規模による正規化を行うためであり、単位は10万冊とした。例えば、蔵書冊数が210,000冊の場合は、右辺右側の「1/蔵書冊数 (10万冊)」は「1/2.1」となる。分析 (b) では調査対象のベストセラーを1点も所蔵していない館はサンプルから除外した。以上の方法で各館の正規化ベストセラー複本数を算出し、指定館のそれと直営館のそれを比較した。指定館の正規化ベストセラー複本数と平均値と直営館のそれ

の差が統計的に有意なものかは Welch の t 検定 (両側) で調べた。

最後に分析 (c) について述べる。分析 (c) は複本を持っている場合にそれらがどの程度貸し出されているか (特に、大量に複本を所蔵しているもののほとんど貸し出されていないというケースはないか) を明らかにすることを目的とし、複本数が2以上の図書の貸出中の図書の数 (以下、貸出数) を調べ、表にまとめた。具体的には、指定館・直営館それぞれで行を複本数 m (最小値は2)、列をその貸出数 n (最小値は0) とする表を作成し、複本数 m 貸出数 n の要素は下記式で定義される E_{mn} (複本数 m 貸出数 n に該当する館当たりの平均タイトル数) とした。

$$E_{mn} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N B_{mni}$$

ここで B_{mni} はある館 i の複本数 m 貸出数 n のタイトル数、 N はサンプル図書館数 (指定館全館なら $N = 413$) である。例えば、ある館 i に複本数が5冊で、うち3冊が貸出中の図書が2点ある場合は、 $B_{53i} = 2$ となる。「貸出中」の判断は前節 (一般図書) と同様の方法で行った。このように作成した表における値の分布を指定館と直営館で比較した。

さて先述のように本研究では20年分のベストセラーを分析対象とするが、ベストセラーとなってから長期間経過したものとは最近ベストセラーになったものとは傾向が異なる可能性がある。そこで、対象図書を以下の3つのカテゴリに分類し、カテゴリごとに分析を行った。即ち、(A) 全期間のベストセラー (具体的には、1996~2015年の間にベストセラーになった図書)、(B) 新しいベストセラー (具体的には、Aのうち2006年以降にベストセラーになった図書)、(C) 古いベストセラー (具体的には、AからBを除いたもの)、の3つである。該当するサンプル図書の数はそれぞれ435点、209点、226点、となった。これらそれぞれのカテゴリごとに上記 (a) (b) (c) の分析を行った。

IV. 結果

本章では、一般図書、ベストセラー、の順で結果を述べる。

A. 一般図書の分析結果

以下では、NDC、Cコード、非絶版図書、価格、貸出率、の順に結果を示す。

1. NDC

指定館と直営館の平均所蔵率に5%水準で有意

差が認められた分類項目（2次区分まで）は第4表、第5表のようになった。図書館タイプごとに、上段には指定館の方が平均所蔵率が有意に高い項目を、下段には直営館の方が有意に高い項目をそれぞれ示した。図書館タイプは最左列に示し、タイプ分けをせず指定館全館と直営館全館を比較したものは便宜上「全館」とした。民間企業やT社など指定管理者のタイプ別の結果は、そのタイプの指定館と直営館全館の平均所蔵率を比較し指定館の方が有意に高いものを上段に、低いものを下段に示した。括弧内の数値は分類記号を表す。

第4表 NDC ごとに有意差が見られた項目（全館、本館・分館、自治体種別）

全館	指定館	総記 (0), 社会科学 (3), 自然科学 (4), 産業 (6), 総記 (00), 図書. 書誌学 (02), 西洋哲学 (13), 歴史 (20), 法律 (32), 経済 (33), 教育 (37), 自然科学 (40), 数学 (41), 地球科学. 地学 (45), 技術. 工学 (50), 建築学 (52), 機械工学. 原子力工学 (53), 化学工業 (57), 商業 (67), スポーツ. 体育 (78), ドイツ語 (84), フランス文学 (95)
	直営館	文学 (9), 一般論文集. 一般講演集 (04), 家政学. 生活科学 (59), 日本文学 (91)
本館	指定館	総記 (00), 建設工学. 土木工学 (51), スポーツ. 体育 (78)
	直営館	一般論文集. 一般講演集 (04), 叢書. 全集. 選集 (08), 東洋思想 (12), 倫理学. 道徳 (15), 社会科学 (30), 彫刻 (71), 版画 (73), 中国文学. その他の東洋文学 (92)
分館	指定館	総記 (0), 社会科学 (3), 自然科学 (4), 産業 (6), 言語 (8), 総記 (00), 図書館. 図書館学 (01), 図書. 書誌学 (02), 叢書. 全集. 選集 (08), 哲学 (10), 哲学各論 (11), 西洋哲学 (13), キリスト教 (19), 歴史 (20), 日本史 (21), ヨーロッパ史. 西洋史 (23), 政治 (31), 法律 (32), 経済 (33), 財政 (34), 統計 (35), 教育 (37), 自然科学 (40), 数学 (41), 地球科学. 地学 (45), 技術. 工学 (50), 建築学 (52), 機械工学. 原子力工学 (53), 電気工学. 電子工学 (54), 化学工業 (57), 商業 (67), スポーツ. 体育 (78), 日本語 (81), ドイツ語 (84), フランス文学 (95), ロシア. ソビエト文学 (98)
	直営館	文学 (9), 家政学. 生活科学 (59), 日本文学 (91)
都道府県立	指定館	
	直営館	歴史 (20), イタリア語 (87)
政令指定都市立	指定館	図書館. 図書館学 (01), 東洋思想 (12), 宗教 (16), 教育 (37), 風俗習慣. 民俗学. 民族学 (38), 自然科学 (40), 数学 (41), 動物学 (48), 技術. 工学 (50), 商業 (67), 文学 (90), その他の諸文学 (99)
	直営館	歴史 (2), 地理. 地誌. 紀行 (29), 社会科学 (30), 政治 (31), 統計 (35), 物理学 (42), 建設工学. 土木工学 (51), 林業 (65)
特別区立	指定館	産業 (6), 言語 (8), 叢書. 全集. 選集 (08), 地球科学. 地学 (45), 農業 (61), 畜産業. 獣医学 (64), 写真. 印刷 (74), 日本語 (81), イタリア文学 (97)
	直営館	歴史 (2), 東洋思想 (12), スペイン文学 (96), ロシア. ソビエト文学 (98)
市立	指定館	社会科学 (3), 総記 (00), 図書. 書誌学 (02), 法律 (32), 物理学 (42), 建設工学. 土木工学 (51), 機械工学. 原子力工学 (53), スポーツ. 体育 (78)
	直営館	文学 (9), 一般論文集. 一般講演集 (04), 家政学. 生活科学 (59), 音楽. 舞踊 (76), 日本文学 (91)
町村立	指定館	歴史 (2), 技術. 工学 (5), 歴史 (20), 地理. 地誌. 紀行 (29), スポーツ. 体育 (78)
	直営館	倫理学. 道徳 (15), 統計 (35), 彫刻 (71)

これらの表から分かるように、NDCの1次区分で指定館全館(373館)と直営館全館(2,556館)の平均所蔵率に有意差が見られたのは5つの類で、指定館の方が有意に高かったのは「総記(0類)」「社会科学(3類)」「自然科学(4類)」「産業(6類)」の4つ、直営館の方が有意に高かったのは「文学(9類)」の1つであった。NDCの

2次区分で指定館の方が平均所蔵率に有意に高かったのは、総記、図書-書誌学、西洋哲学、歴史、法律、経済、教育、自然科学、数学、地球科学-地学、技術-工学、建築学、機械工学-原子力工学、化学工業、商業、スポーツ-体育、ドイツ語、フランス文学、の18個であり、直営館の方が有意に高かったのは、一般論文集-一般講演

第5表 NDCごとに有意差が見られた項目(管理者別)

民間企業	指定館	総記(0)、歴史(2)、社会科学(3)、自然科学(4)、産業(6)、言語(8)、総記(00)、図書、書誌学(02)、哲学(10)、西洋哲学(13)、キリスト教(19)、歴史(20)、日本史(21)、政治(31)、法律(32)、経済(33)、財政(34)、教育(37)、自然科学(40)、数学(41)、地球科学、地学(45)、生物科学、一般生物学(46)、技術、工学(50)、建設工学、土木工学(51)、建築学(52)、機械工学、原子力工学(53)、化学工業(57)、畜産業、獣医学(64)、商業(67)、演劇、映画(77)、スポーツ、体育(78)、日本語(81)、ドイツ語(84)、フランス文学(95)、スペイン文学(96)
	直営館	文学(9)、一般論文集、一般講演集(04)、家政学、生活科学(59)、絵画、書道(72)、日本文学(91)
NPO	指定館	
	直営館	団体(06)、叢書、全集、選集(08)、東洋思想(12)、西洋哲学(13)、技術、工学(50)、通信事業(69)、中国語、その他の東洋の諸言語(82)、中国文学、その他の東洋文学(92)
公社財団	指定館	
	直営館	技術、工学(5)、団体(06)、哲学(10)、日本史(21)、伝記(28)、天文学、宇宙科学(44)、生物科学、一般生物学(46)、製造工業(58)、林業(65)、版画(73)、演劇、映画(77)、日本語(81)、中国語、その他の東洋の諸言語(82)、中国文学、その他の東洋文学(92)
民N公以外	指定館	
	直営館	百科事典(03)、団体(06)、ジャーナリズム、新聞(07)、叢書、全集、選集(08)、東洋思想(12)、ヨーロッパ史、西洋史(23)、地理、地誌、紀行(29)、統計(35)、生物科学、一般生物学(46)、海洋工学、船舶工学、兵器(55)、金属工学、鉱山工学(56)、林業(65)、通信事業(69)、版画(73)、工芸(75)、中国語、その他の東洋の諸言語(82)、ドイツ語(84)、イタリア語(87)、フランス文学(95)、スペイン文学(96)
T社	指定館	総記(0)、歴史(2)、社会科学(3)、産業(6)、総記(00)、図書、書誌学(02)、法律(32)、経済(33)、風俗習慣、民俗学、民族学(38)、数学(41)、地球科学、地学(45)、技術、工学(50)、建設工学、土木工学(51)、機械工学、原子力工学(53)、芸術、美術(70)、スポーツ、体育(78)、フランス文学(95)、スペイン文学(96)
	直営館	文学(9)、日本文学(91)
V社	指定館	社会科学(3)、地理、地誌、紀行(29)、政治(31)、経済(33)、地球科学、地学(45)、化学工業(57)、スポーツ、体育(78)
	直営館	芸術、美術(7)、百科事典(03)、団体(06)、叢書、全集、選集(08)、宗教(16)、海洋工学、船舶工学、兵器(55)、林業(65)、絵画、書道(72)、中国語、その他の東洋の諸言語(82)、英語(83)、イタリア語(87)、日本文学(91)
H財団	指定館	産業(6)、東洋思想(12)、教育(37)、自然科学(40)、農業(61)、スポーツ、体育(78)、ドイツ語(84)
	直営館	文学(9)、団体(06)、叢書、全集、選集(08)、哲学(10)、統計(35)、天文学、宇宙科学(44)、建設工学、土木工学(51)、製造工業(58)、水産業(66)、中国語、その他の東洋の諸言語(82)、日本文学(91)、スペイン文学(96)、イタリア文学(97)

集、家政学・生活科学、日本文学、の3個であった。さらに直営館の方が平均所蔵率が高いこれら3個について3次区分まで見ると、雑著、手芸、小説・物語、評論・エッセイ・随筆、の4個の平均所蔵率が直営館の方が指定館より有意に高かった。調査対象のうち「雑著」に当たるのは6点であり、エッセイや雑学本などが含まれていた。以上の結果から、指定館では直営館よりも、教養・実用・専門的な主題の図書が多く、直営館では指定館よりも、小説・物語やエッセイなどいわゆる軽めの読みものが多いことが分かった。

図書館タイプごとに見ると、本館では「文学」や「日本文学」について指定館と直営館の平均所蔵率に有意差は認められなかったが、分館では直営館の方がそれらの平均所蔵率が有意に高かった。自治体種別では、市立で同様の傾向が見られた。指定管理者のタイプ別では、上述の傾向は民間企業の指定館、中でもT社の指定館で見られ（即ち直営館全館よりも「文学」「日本文学」の平均所蔵率が有意に低かった）、V社の指定館でも「日本文学」の平均所蔵率が直営館全館よりも有意に低かった。また同様の傾向はH財団の指定館でも見られたが、H財団の指定館では日本以外の国の文学（「スペイン文学」「イタリア文学」）に関しても直営館全館より平均所蔵率が有意に低かった。

2. Cコード

指定館と直営館で平均所蔵率に有意差が認められたCコードは第6表、第7表のようになった。第6表、第7表では左から順に「読者対象」「発行形態」「分野と内容」の結果を示した。

まず「読者対象」について述べる。指定館全館と直営館全館の平均所蔵率に有意差が認められたのは「教養」「実用」「専門」であり、いずれも指定館の方が高かった。図書館タイプごとに見ると、分館で同様の結果が示され、本館でも指定館の方が「実用」の平均所蔵率が有意に高かった。自治体種別で全館と同様の傾向が示されたのは市立、町村立であった（即ち指定館の方が「実用」「専門」の所蔵率が有意に高い）。指定管理者のタ

イプ別では、民間企業の指定館は直営館全館に比べ「教養」「実用」「専門」の平均所蔵率が有意に高く、中でもT社の指定館では「教養」「実用」の平均所蔵率が有意に高いなど全館と類似した傾向が見られた。

次に「発行形態」については、指定館全館の方が「辞典・事典」「単行本」などの平均所蔵率が有意に高い一方、直営館全館の方が「ムック・日記・手帳・その他」の平均所蔵率が有意に高かった。図書館タイプごとに見ると、分館でも指定館の方が直営館より、「辞典・事典」「図鑑」などの平均所蔵率が有意に高かった。自治体種別では、特別区立、市立でも指定館の方が直営館より「辞典・事典」「図鑑」の平均所蔵率が有意に高かった。逆に都道府県立、特別区立、町村立では、直営館の方が指定館より「コミックス」の平均所蔵率が有意に高かった。指定管理者のタイプ別でも、民間企業の指定館とT社、V社の指定館は直営館全館よりも「コミックス」の平均所蔵率が有意に低かった。

最後に「分野と内容」について述べる。指定館全館と直営館全館を比較すると「百科事典」や「経済、財政、統計」「宗教」「日本歴史」など22のコードについては指定館の方が平均所蔵率が有意に高かった。逆に「日本文学小説・物語」など2つのコードについては直営館の方が平均所蔵率が有意に高かった。直営館の方が「日本文学小説・物語」の平均所蔵率が有意に高いことは、NDCの結果と合致する。タイプごとに見ると、以下の7つのタイプでも指定館の方が「日本文学小説・物語」の平均所蔵率が有意に低かった。即ち、(1)分館、(2)市立、(3)町村立、(4)民間企業の指定館、(5)T社、(6)V社、(7)H財団の指定館、の7タイプである。

3. 非絶版図書

非絶版図書の結果は第8表のようになった。図書館タイプが「分館」「政令指定都市立」「特別区立」「公社財団」の場合は、指定館の方が直営館より平均所蔵率が有意に高く、逆に「V社」の場合は平均所蔵率が有意に低かった。だが全館を対

第6表 Cコードごとに有意差が見られた項目(全館, 本館・分館, 自治体種別)

		読者対象 (1桁目)	発行形態 (2桁目)	分野と内容 (3・4桁目)
全館	指定館	教養, 実用, 専門	単行本, 辞典・事典, 磁気媒体など	百科事典, 宗教, 日本歴史, 外国歴史, 政治(国防・軍事含む), 法律, 経済, 財政, 統計, 経営, 自然科学総記, 数学, 天文・地学, 医学・歯学・薬学, 工学・工業総記, 電気通信, 芸術総記, 写真・工芸, 音楽・舞踊, 体育・スポーツ, 英(米)語, ドイツ語, 各国語, 外国文学その他
	直営館		ムック・日記・手帳・その他	その他の工業, 日本文学小説・物語
本館	指定館	実用	単行本	絵画・彫刻, 体育・スポーツ
	直営館	一般	文庫	情報科学, 化学, 採鉱・冶金, 語学総記
分館	指定館	教養, 実用, 専門	新書, 辞典・事典, 図鑑, 磁気媒体など	総記, 百科事典, 心理(学), 宗教, キリスト教, 歴史総記, 日本歴史, 外国歴史, 政治(国防・軍事含む), 法律, 経済, 財政, 統計, 経営, 社会, 自然科学総記, 数学, 天文・地学, 医学・歯学・薬学, 工学・工業総記, 建築, 電気通信, 芸術総記, 写真・工芸, 音楽・舞踊, 体育・スポーツ, 日本語, 英(米)語, ドイツ語, 各国語, 外国文学その他
	直営館		ムック・日記・手帳・その他, 絵本	その他の工業, 家事, 日本文学小説・物語
都道府県立	指定館			英(米)語
	直営館		コミックス	
政令指定都市立	指定館	児童・中学生以下対象	絵本	百科事典, 倫理(学), 宗教, 工学・工業総記, 文学総記, 外国文学その他
	直営館	専門	ムック・日記・手帳・その他, 磁気媒体など	歴史総記, 旅行, 物理学, 医学・歯学・薬学, 土木, 機械, 水産業, 生活, 各国語
特別区立	指定館	学参Ⅰ(小中学生対象)	単行本, 辞典・事典, 図鑑, 磁気媒体など	百科事典, 自然科学総記, 水産業, 芸術総記, 絵画・彫刻, 写真・工芸, 日本語, 外国文学その他
	直営館	雑誌扱い	文庫, コミックス	コミックス・劇画
市立	指定館	実用, 専門	単行本, 辞典・事典, 図鑑	法律, 教育, 自然科学総記, 天文・地学, 医学・歯学・薬学, 体育・スポーツ, 外国文学その他
	直営館	一般	文庫	倫理(学), 旅行, 採鉱・冶金, 語学総記, 日本文学小説・物語, 日本文学・評論・随筆・その他
町村立	指定館	実用, 専門	単行本	経済, 財政, 統計, 教育, 医学・歯学・薬学, 体育・スポーツ
	直営館		文庫, コミックス	その他の工業, コミックス・劇画, 日本文学小説・物語

象とした場合は, 指定館の平均所蔵率が86.0%, 直営館のそれが85.7%とほとんど変わらず, 有意差も認められなかった。

4. 価格

価格の結果は第9表のようになった。指定館の平均価格の平均値及び中央値はそれぞれ1,504

公立図書館における指定管理者制度導入館と直営館の所蔵図書と貸出状況

第7表 Cコードごとに有意差が見られた項目（管理者別）

		読者対象（1桁目）	発行形態（2桁目）	分野と内容（3・4桁目）
民間企業	指定館	教養，実用，専門	辞典・事典，図鑑，磁気媒体など	百科事典，宗教，歴史総記，日本歴史，外国歴史，政治（国防・軍事含む），法律，経済，財政，統計，経営，社会，自然科学総記，数学，天文・地学，医学・歯学・薬学，工学・工業総記，建築，電気通信，芸術総記，写真・工芸，音楽・舞踊，体育・スポーツ，日本語，英（米）語，ドイツ語，各国語，外国文学その他
	直営館	雑誌扱い	ムック・日記・手帳・その他，コミックス	伝記・系譜，その他の工業，農林業，家事，生活，コミックス・劇画，日本文学小説・物語
NPO	指定館	実用	単行本	
	直営館	教養	文庫	キリスト教，電気，海事・兵器，探鉱・冶金，商業，語学総記，フランス語
公社財団	指定館		辞典・事典	百科事典
	直営館	婦人	文庫，ムック・日記・手帳・その他	哲学，歴史総記，日本歴史，土木，産業総記，演劇・映画，諸芸・娯楽，語学総記，フランス語，文学総記
民N公以外	指定館			
	直営館	学参Ⅰ（小中学生対象），学参Ⅱ（高校生対象）	文庫，磁気媒体など	総記，年鑑・雑誌，地理，旅行，土木，機械，海事・兵器，探鉱・冶金，語学総記，ドイツ語，フランス語，外国文学その他
T社	指定館	教養，実用	単行本，辞典・事典	宗教，歴史総記，外国歴史，政治（国防・軍事含む），法律，社会，自然科学総記，数学，天文・地学，電気通信，芸術総記，音楽・舞踊，体育・スポーツ，外国文学その他
	直営館	学参Ⅱ（高校生対象），雑誌扱い	コミックス	海事・兵器，生活，コミックス・劇画，日本文学小説・物語
V社	指定館	一般，教養	文庫，新書	外国歴史，地理，旅行，経済，財政，統計，体育・スポーツ，英（米）語
	直営館	児童・中学生以下対象	単行本，絵本，コミックス	海事・兵器，探鉱・冶金，その他の工業，農林業，コミックス・劇画，フランス語，日本文学小説・物語
H財団	指定館		辞典・事典	百科事典，心理（学），倫理（学），年鑑・雑誌，伝記・系譜，工学・工業総記，交通・通信，ドイツ語
	直営館		文庫，ムック・日記・手帳・その他	土木，産業総記，水産業，絵画・彫刻，生活，フランス語，日本文学詩歌，日本文学小説・物語

円，1,474円，直営館の平均価格の平均値及び中央値はそれぞれ1,486円，1,445円であり，両者に有意差は認められなかった。だが，指定館の平均価格の最大値は2,973円であるのに対し，直営館の平均価格の最大値は5,064円で，後者の方が

かなり高かった。

5. 貸出率

貸出率の結果は第10表のようになった。全館を対象とした場合は，指定館の方が直営館よりも

第8表 非絶版図書の所蔵率(%)

	指定館					直営館				
	n	平均値	中央値	最大値	最小値	n	平均値	中央値	最大値	最小値
全館	373	86.0	85.9	100.0	73.8	2,556	85.7	85.8	100.0	0.0
本館	126	86.7	86.6	100.0	77.1	1,041	86.5	86.5	100.0	68.4
分館	247	85.6*	85.4	100.0	73.8	1,442	85.0	85.1	100.0	0.0
都道府県立	4	85.2	86.9	89.1	78.1	52	86.5	86.9	94.4	74.1
政令指定都市立	48	86.9**	86.9	95.2	74.1	222	84.3	84.6	95.7	73.9
特別区立	92	85.3*	85.0	92.7	78.2	122	84.3	84.3	100.0	73.0
市立	188	85.9	86.0	100.0	73.8	1,697	85.5	85.6	100.0	0.0
町村立	41	86.9	86.8	94.4	74.6	390	87.4	87.5	100.0	68.4
民間企業	289	85.8	85.8	100.0	73.8	2,556	85.7	85.8	100.0	0.0
NPO	30	85.7	85.8	93.9	74.6	2,556	85.7	85.8	100.0	0.0
公社財団	45	87.1**	87.2	95.2	80.6	2,556	85.7	85.8	100.0	0.0
民N公以外	9	87.6	85.0	100.0	82.8	2,556	85.7	85.8	100.0	0.0
T社	101	85.8	85.5	100.0	74.1	2,556	85.7	85.8	100.0	0.0
V社	17	84.4	84.8	88.5	80.9	2,556	85.7*	85.8	100.0	0.0
H財団	11	86.8	85.8	95.2	82.3	2,556	85.7	85.8	100.0	0.0

1. 指定管理者タイプ別の比較対象はすべて直営館全館と同一である。

2. “**”, “*” はそれぞれ有意水準1%, 5%で差があることを意味する。

第9表 所蔵している図書の価格(円)

	指定館					直営館				
	n	平均値	中央値	最大値	最小値	n	平均値	中央値	最大値	最小値
全館	373	1,504	1,474	2,973	600	2,556	1,486	1,445	5,064	813
本館	126	1,595	1,544	2,973	1,254	1,041	1,606	1,548	4,130	813
分館	247	1,458**	1,442	2,392	600	1,442	1,399	1,380	5,064	865
都道府県立	4	2,677	2,650	2,973	2,436	52	2,732	2,672	5,064	1,491
政令指定都市立	48	1,446	1,378	2,397	600	222	1,460	1,393	2,965	1,109
特別区立	92	1,532	1,489	2,392	1,102	122	1,514	1,467	2,387	1,178
市立	188	1,482*	1,470	2,059	1,075	1,697	1,454	1,439	2,709	813
町村立	41	1,499*	1,499	1,700	1,269	390	1,461	1,456	2,500	1,002
民間企業	289	1,511	1,476	2,973	1,081	2,556	1,486	1,445	5,064	813
NPO	30	1,484	1,467	1,935	1,269	2,556	1,486	1,445	5,064	813
公社財団	45	1,488	1,473	2,397	600	2,556	1,486	1,445	5,064	813
民N公以外	9	1,453	1,486	1,819	1,184	2,556	1,486	1,445	5,064	813
T社	101	1,537**	1,505	1,930	1,199	2,556	1,486	1,445	5,064	813
V社	17	1,419	1,437	1,605	1,233	2,556	1,486*	1,445	5,064	813
H財団	11	1,470	1,374	2,397	600	2,556	1,486	1,445	5,064	813

註は第8表と同様である。

平均貸出率が有意水準1%で高かった（それぞれ19.3%, 16.4%）。図書館タイプごとに見ると、図書館タイプが「分館」「町村立」「民間企業」「T社」「V社」「H財団」の場合は同様に、指定館の

方が直営館よりも平均貸出率が有意に高かった。逆に、直営館の方が指定館よりも平均貸出率が有意に高い図書館タイプは存在しなかった。

第10表 一般図書の貸出率（％）

	指定館					直営館				
	n	平均値	中央値	最大値	最小値	n	平均値	中央値	最大値	最小値
全館	373	19.3**	18.9	90.0	0.0	2,556	16.4	15.0	100.0	0.0
本館	126	16.7	16.8	52.2	0.0	1,041	15.8	14.9	99.3	0.0
分館	247	20.6**	20.6	90.0	0.0	1,442	17.1	15.4	100.0	0.0
都道府県立	4	16.2	15.1	23.5	11.3	52	13.0	10.5	98.8	0.0
政令指定都市立	48	29.9	29.5	90.0	5.2	222	30.2	30.2	84.4	5.6
特別区立	92	21.6	21.4	34.5	10.1	122	22.5	21.0	100.0	0.0
市立	188	16.8	16.5	52.2	0.0	1,697	15.7	15.0	100.0	0.0
町村立	41	13.4*	12.4	28.5	1.8	390	10.9	10.0	99.3	0.0
民間企業	289	19.5**	19.5	53.1	0.0	2,556	16.4	15.0	100.0	0.0
NPO	30	15.5	13.9	31.3	0.0	2,556	16.4	15.0	100.0	0.0
公社財団	45	20.7	18.7	90.0	0.0	2,556	16.4	15.0	100.0	0.0
民N公以外	9	17.8	16.8	52.2	1.8	2,556	16.4	15.0	100.0	0.0
T社	101	18.6*	18.7	44.8	0.0	2,556	16.4	15.0	100.0	0.0
V社	17	21.5**	21.2	29.9	11.5	2,556	16.4	15.0	100.0	0.0
H財団	11	36.4**	33.2	90.0	14.6	2,556	16.4	15.0	100.0	0.0

註は第8表と同様である。

B. ベストセラーの分析結果

以下ではベストセラーの分析結果を、蔵書に占めるベストセラー、ベストセラーの正規化ベストセラー複本数、複本数とその貸出数、の順に述べる。

1. 蔵書に占めるベストセラー

蔵書に占めるベストセラーの結果は第11表のようになった。第III章C第2項で述べた(A)全期間(20年分)のベストセラー、(B)新しいベストセラー、(C)古いベストセラー、の順に上から示し、すべての図書館タイプごとに指定館・直営館それぞれの蔵書に占めるベストセラーの割合(単位は%)の平均値・中央値・最大値・最小値を示した。以下では、全館の結果を述べ、その後図書館タイプごとの結果を述べる。

まず全館の結果について述べる。(C)古いベストセラーについては直営館の方が指定館よりも蔵書に占めるベストセラーの割合の平均値が5%水準で有意に高かった(それぞれ0.150%, 0.113%)。(A)全期間のベストセラーや(B)新しいベストセラーについては有意差は認められなかったものの、いずれも直営館の平均値(0.337%

と0.186%)の方が指定館のそれ(0.271%と0.158%)よりも高かった。以上のことから、直営館の方が指定館よりも蔵書に占めるベストセラーの割合が高く、特に古いベストセラーの割合が指定館に比べ高い傾向が示された。

図書館タイプごとに見ると、本館・分館の場合も、(A)(B)(C)すべてで直営館の方が指定館よりも蔵書に占めるベストセラーの割合の平均値が高く、分館では(A)(B)(C)すべてで有意差が認められた。政令指定都市立の場合も分館の結果と同様、直営館の方が指定館よりも平均値が有意に高かった(直営館がそれぞれ0.301%, 0.196%, 0.105%, 指定館がそれぞれ0.247%, 0.163%, 0.084%)。また、古いベストセラーについては都道府県立の場合も、直営館の方が指定館よりも平均値が有意に高かった。市立、町村立の場合も、有意差は認められなかったものの直営館の方が指定館よりも平均値が高かった。指定管理者のタイプ別でも、(1)民間企業、(2)NPO、(3)公社財団、(4)民N公以外、のすべての法人形態のタイプについて、指定館の方が直営館全館よりも平均値が低く、公社財団の場合は(A)(B)で、民間企業の場合は(C)で有意差が認められた。T

第11表 蔵書に占めるベストセラーの割合(%)

		指定館					直営館				
		n	平均値	中央値	最大値	最小値	n	平均値	中央値	最大値	最小値
全期間 (20年分)	全館	406	0.271	0.236	1.648	0.000	2,456	0.337	0.249	91.314	0.000
	本館	142	0.195	0.197	0.608	0.000	1,069	0.290	0.180	91.314	0.000
	分館	264	0.313	0.264	1.648	0.000	1,387	0.373**	0.315	2.409	0.000
	都道府県立	4	0.030	0.030	0.035	0.027	53	0.039	0.035	0.174	0.000
	政令指定都市立	55	0.247	0.236	0.453	0.022	222	0.301**	0.294	0.871	0.026
	特別区立	96	0.254*	0.238	1.648	0.000	110	0.213	0.203	0.632	0.000
	市立	202	0.290	0.232	1.289	0.043	1,677	0.363	0.242	91.314	0.000
	町村立	49	0.274	0.246	1.051	0.000	394	0.320	0.280	1.451	0.000
	民間企業	313	0.274	0.238	1.648	0.000	2,456	0.337	0.249	91.314	0.000
	NPO	34	0.272	0.236	1.051	0.000	2,456	0.337	0.249	91.314	0.000
	公社財団	47	0.247	0.223	0.706	0.000	2,456	0.337*	0.249	91.314	0.000
	民N公以外	12	0.301	0.238	0.829	0.000	2,456	0.337	0.249	91.314	0.000
	T社	99	0.251	0.228	0.879	0.043	2,456	0.337*	0.249	91.314	0.000
	V社	17	0.274	0.261	0.587	0.168	2,456	0.337	0.249	91.314	0.000
	H財団	11	0.179	0.192	0.320	0.022	2,456	0.337**	0.249	91.314	0.000
新しい ベストセラー	全館	406	0.158	0.139	1.292	0.000	2,456	0.186	0.135	53.452	0.000
	本館	142	0.103	0.101	0.315	0.000	1,069	0.158	0.094	53.452	0.000
	分館	264	0.188	0.168	1.292	0.000	1,387	0.209*	0.181	1.279	0.000
	都道府県立	4	0.015	0.015	0.020	0.012	53	0.018	0.014	0.070	0.000
	政令指定都市立	55	0.163	0.144	0.389	0.002	222	0.196*	0.188	0.664	0.015
	特別区立	96	0.180	0.167	1.292	0.000	110	0.152	0.141	0.472	0.000
	市立	202	0.154	0.126	0.670	0.018	1,677	0.199	0.130	53.452	0.000
	町村立	49	0.139	0.134	0.393	0.000	394	0.161	0.140	0.863	0.000
	民間企業	313	0.164	0.144	1.292	0.000	2,456	0.337	0.249	91.314	0.000
	NPO	34	0.142	0.123	0.359	0.000	2,456	0.337	0.249	91.314	0.000
	公社財団	47	0.127	0.117	0.341	0.000	2,456	0.337*	0.249	91.314	0.000
	民N公以外	12	0.160	0.133	0.420	0.000	2,456	0.337	0.249	91.314	0.000
	T社	99	0.152	0.148	0.595	0.022	2,456	0.337	0.249	91.314	0.000
	V社	17	0.175	0.153	0.474	0.116	2,456	0.337	0.249	91.314	0.000
	H財団	11	0.102	0.109	0.203	0.002	2,456	0.337**	0.249	91.314	0.000
古い ベストセラー	全館	406	0.113	0.090	0.759	0.000	2,456	0.150*	0.104	37.862	0.000
	本館	142	0.092	0.089	0.293	0.000	1,069	0.132	0.083	37.862	0.000
	分館	264	0.125	0.091	0.759	0.000	1,387	0.165**	0.122	1.404	0.000
	都道府県立	4	0.015	0.015	0.016	0.013	53	0.021*	0.019	0.104	0.000
	政令指定都市立	55	0.084	0.084	0.176	0.019	222	0.105**	0.099	0.330	0.011
	特別区立	96	0.075*	0.067	0.356	0.000	110	0.062	0.059	0.160	0.000
	市立	202	0.137	0.102	0.759	0.017	1,677	0.164	0.103	37.862	0.000
	町村立	49	0.135	0.113	0.693	0.000	394	0.160	0.136	0.888	0.000
	民間企業	313	0.110	0.089	0.759	0.000	2,456	0.337*	0.249	91.314	0.000
	NPO	34	0.130	0.110	0.693	0.000	2,456	0.337	0.249	91.314	0.000
	公社財団	47	0.119	0.102	0.457	0.000	2,456	0.337	0.249	91.314	0.000
	民N公以外	12	0.141	0.085	0.409	0.000	2,456	0.337	0.249	91.314	0.000
	T社	99	0.099	0.089	0.607	0.021	2,456	0.337**	0.249	91.314	0.000
	V社	17	0.099	0.105	0.171	0.036	2,456	0.337**	0.249	91.314	0.000
	H財団	11	0.077	0.083	0.147	0.019	2,456	0.337**	0.249	91.314	0.000

註は第8表と同様である。

公立図書館における指定管理者制度導入館と直営館の所蔵図書と貸出状況

第12表 正規化ベストセラー複本数

		指定館					直営館				
		n	平均値	中央値	最大値	最小値	n	平均値	中央値	最大値	最小値
全期間 (20年分)	全館	400	1.86	1.38	17.84	0.10	2,420	2.51**	1.43	377.33	0.05
	本館	138	0.97	0.96	3.17	0.10	1,051	1.42	0.86	377.33	0.05
	分館	262	2.33	1.69	17.84	0.39	1,369	3.35**	2.11	63.13	0.19
	都道府県立	4	0.15	0.15	0.18	0.10	52	0.22*	0.18	0.69	0.05
	政令指定都市立	55	1.85	1.84	4.31	0.22	222	1.79	1.72	15.01	0.10
	特別区立	94	1.73	1.42	15.26	0.34	109	1.54	1.38	7.14	0.20
	市立	202	2.01	1.26	17.84	0.24	1,655	2.85**	1.42	377.33	0.11
	町村立	45	1.64	1.26	8.21	0.55	382	2.05	1.48	17.31	0.42
	民間企業	311	1.83	1.39	17.84	0.10	2,420	2.51**	1.43	377.33	0.05
	NPO	32	1.63	1.38	8.21	0.51	2,420	2.51**	1.43	377.33	0.05
	公社財団	46	2.22	1.25	14.61	0.22	2,420	2.51	1.43	377.33	0.05
	民N公以外	11	1.86	1.31	5.53	0.47	2,420	2.51	1.43	377.33	0.05
	T社	99	1.70	1.23	17.84	0.25	2,420	2.51**	1.43	377.33	0.05
	V社	17	1.86	1.62	4.73	1.00	2,420	2.51*	1.43	377.33	0.05
	H財団	11	1.85	2.32	2.87	0.22	2,420	2.51*	1.43	377.33	0.05
新しい ベストセラー	全館	400	1.91	1.41	18.02	0.10	2,415	2.56**	1.46	420.88	0.06
	本館	138	0.99	1.00	3.06	0.10	1,051	1.47	0.89	420.88	0.06
	分館	262	2.39	1.82	18.02	0.39	1,364	3.40**	2.17	63.13	0.18
	都道府県立	4	0.15	0.15	0.18	0.10	51	0.21*	0.16	0.58	0.06
	政令指定都市立	55	1.87	1.98	4.31	0.26	222	1.90	1.82	14.76	0.11
	特別区立	94	1.86	1.57	17.00	0.37	109	1.66	1.52	6.73	0.23
	市立	202	2.04	1.27	18.02	0.25	1,651	2.90**	1.44	420.88	0.11
	町村立	45	1.63	1.24	8.15	0.58	382	2.04	1.46	17.70	0.41
	民間企業	311	1.90	1.46	18.02	0.10	2,420	2.51**	1.43	377.33	0.05
	NPO	32	1.63	1.37	8.15	0.46	2,420	2.51**	1.43	377.33	0.05
	公社財団	46	2.14	1.22	14.92	0.26	2,420	2.51	1.43	377.33	0.05
	民N公以外	11	1.88	1.32	5.53	0.46	2,420	2.51	1.43	377.33	0.05
	T社	99	1.76	1.33	18.02	0.26	2,420	2.51**	1.43	377.33	0.05
	V社	17	1.95	1.67	4.83	1.09	2,420	2.51*	1.43	377.33	0.05
	H財団	11	1.45	1.25	2.74	0.26	2,420	2.51**	1.43	377.33	0.05
古い ベストセラー	全館	400	1.76	1.25	16.99	0.09	2,406	2.40**	1.37	329.23	0.05
	本館	138	0.95	0.92	3.30	0.09	1,048	1.36	0.85	329.23	0.05
	分館	262	2.18	1.52	16.99	0.39	1,358	3.20**	1.97	32.26	0.20
	都道府県立	4	0.14	0.15	0.18	0.09	51	0.22*	0.19	0.80	0.05
	政令指定都市立	55	1.77	1.53	4.31	0.18	222	1.61	1.51	15.89	0.09
	特別区立	94	1.45	1.15	11.14	0.31	108	1.30	1.14	7.79	0.15
	市立	202	1.96	1.17	16.99	0.22	1,644	2.72**	1.37	329.23	0.11
	町村立	45	1.64	1.23	8.25	0.52	381	2.06	1.51	17.16	0.41
	民間企業	311	1.69	1.22	16.99	0.09	2,420	2.51**	1.43	377.33	0.05
	NPO	32	1.63	1.35	8.25	0.52	2,420	2.51**	1.43	377.33	0.05
	公社財団	46	2.29	1.38	14.41	0.18	2,420	2.51	1.43	377.33	0.05
	民N公以外	11	1.80	1.31	5.53	0.49	2,420	2.51	1.43	377.33	0.05
	T社	99	1.58	1.06	16.99	0.24	2,420	2.51**	1.43	377.33	0.05
	V社	17	1.69	1.40	4.35	0.80	2,420	2.51*	1.43	377.33	0.05
	H財団	11	2.25	2.72	4.00	0.18	2,420	2.51	1.43	377.33	0.05

1. 平均値, 中央値, 最大値, 最小値, 標準偏差の単位は0.0001冊
2. 註は第8表と同様である。

社、V社、H財団の指定館も(A)(B)(C)すべてで直営館全館よりも平均値が低く、特に(C)の古いベストセラーに関してはいずれも有意差が認められた。以上から、特定のタイプが結果を支配しているという傾向はなく、どのタイプも概ね直営館の方が指定館よりも蔵書に占めるベストセラーの割合が高いことが分かった。

2. 正規化ベストセラー複本数

正規化ベストセラー複本数は第12表のようになった。第11表と同様、上から(A)全期間(20年分)のベストセラー、(B)新しいベストセラー、(C)古いベストセラー、の結果を示している。

まず全館の結果について述べる。(A)(B)(C)いずれも直営館の正規化ベストセラー複本数の平均値(それぞれ2.51冊、2.56冊、2.40冊)が指定館の平均値(それぞれ1.86冊、1.91冊、1.76冊)よりも高く、いずれも有意水準1%で有意差が認められた。また、図書館タイプが分館や都道府県立、市立の場合も同様に(A)(B)(C)すべてで直営館の方が指定館よりも平均値が有意に高かった。指定管理者のタイプ別に見ると、図書館タイプが民間企業、NPO、T社、V社の場合は(A)(B)(C)いずれも指定館の方が直営館全館

よりも平均値が有意に低かった。

3. 複本数とその貸出数

指定館・直営館の複本数とその貸出数の館当たりの平均タイトル数はそれぞれ第13表、第14表のようになった(15冊以上の場合は「15+」と表した)。当該複本数・貸出数の図書が1点も見られなかった場合は「0」とした。第13表、第14表を視覚的に理解しやすくするため、第1図、第2図を作成した。第1図、第2図は横軸を複本数、縦軸を貸出数としたバブルチャートである。図中の円の大きさは館当たりの平均タイトル数の大きさを表す。点線は複本数-貸出数=10の線であり、点線以下の円は複本数の方が貸出数より10以上多い、言い換えると10冊以上が貸し出されずに図書館に残っているケースを表す。

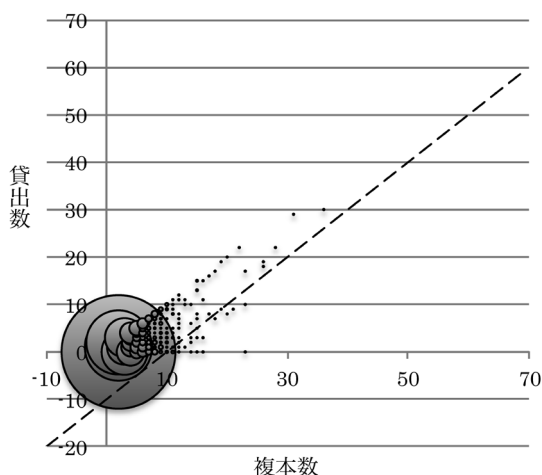
第1図、第2図から、指定館には複本数が30冊以上の円がほとんどないが、直営館には複本数が30冊以上の円が数多く存在することが分かる。また複本数が30冊以上の円の分布は、直営館では点線より上と横軸付近に二極分化している。また、複本数と貸出数の差が10以上の値を足し合わせたところ、指定館は0.063、直営館は0.181と、直営館の方が高い値を示した。以上のことから、以下の3点が言える。即ち、(1)直営

第13表 複本数と貸出数(指定館)

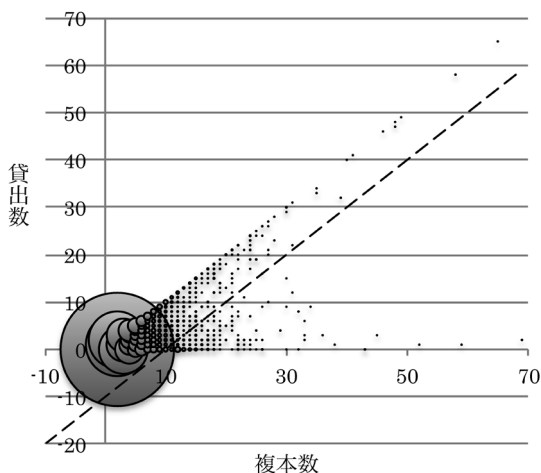
		貸出数															
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15 +
複 本 数	2	16.714	5.828	5.337	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3	2.722	1.588	1.070	1.986	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	0.983	0.448	0.380	0.264	0.574	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5	0.218	0.199	0.097	0.068	0.087	0.276	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6	0.131	0.099	0.048	0.032	0.063	0.053	0.143	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7	0.044	0.039	0.024	0.017	0.012	0.017	0.005	0.058	—	—	—	—	—	—	—	—
	8	0.039	0.007	0.022	0.010	0.002	0.005	0.005	0.015	0.053	—	—	—	—	—	—	—
	9	0.010	0.022	0.005	0.005	0.007	0.002	0.012	0.005	0.005	0.022	—	—	—	—	—	—
	10	0.007	0.002	0.007	0.005	0.005	0.002	0	0.002	0	0.007	0.012	—	—	—	—	—
	11	0.010	0.002	0	0.005	0.002	0.002	0	0	0.005	0.002	0.002	0.002	—	—	—	—
	12	0.002	0.002	0.002	0.002	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0	0	0.002	0.002	—	—	—
	13	0	0.002	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0	0	—	—
	14	0.002	0	0.002	0.002	0	0	0.002	0	0	0	0.002	0	0	0	0	—
	15 +	0.007	0	0	0.005	0	0.002	0	0.005	0.007	0.005	0.002	0.002	0	0.005	0	0.034

第14表 複本数と貸出数（直営館）

		貸出数															
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15 +
複 本 数	2	16.167	4.966	4.106	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3	2.980	1.417	0.866	1.393	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	1.021	0.510	0.372	0.275	0.596	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5	0.286	0.214	0.128	0.116	0.113	0.287	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6	0.195	0.099	0.086	0.058	0.052	0.052	0.131	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7	0.055	0.041	0.033	0.033	0.022	0.020	0.024	0.068	—	—	—	—	—	—	—	—
	8	0.049	0.030	0.029	0.022	0.019	0.010	0.014	0.016	0.036	—	—	—	—	—	—	—
	9	0.028	0.015	0.013	0.014	0.009	0.007	0.006	0.010	0.010	0.028	—	—	—	—	—	—
	10	0.023	0.008	0.008	0.010	0.005	0.008	0.006	0.004	0.006	0.006	0.023	—	—	—	—	—
	11	0.013	0.006	0.005	0.005	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.005	0.009	—	—	—	—
	12	0.034	0.004	0.004	0.006	0.002	0.002	0.004	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.009	—	—	—
	13	0.013	0.002	0.002	0.002	0.001	0.000	0.002	0.000	0.001	0.002	0.001	0.001	0	0.004	—	—
	14	0.008	0.002	0.002	0.000	0.002	0.002	0.001	0.001	0	0.000	0.001	0.000	0.002	0.000	0.004	—
	15 +	0.018	0.009	0.012	0.006	0.005	0.004	0.007	0.004	0.002	0.004	0.003	0.001	0.004	0.002	0.003	0.045



第1図 複本数と貸出数（指定館）

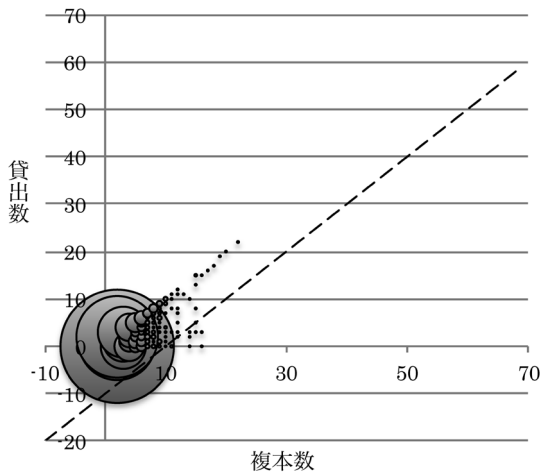


第2図 複本数と貸出数（直営館）

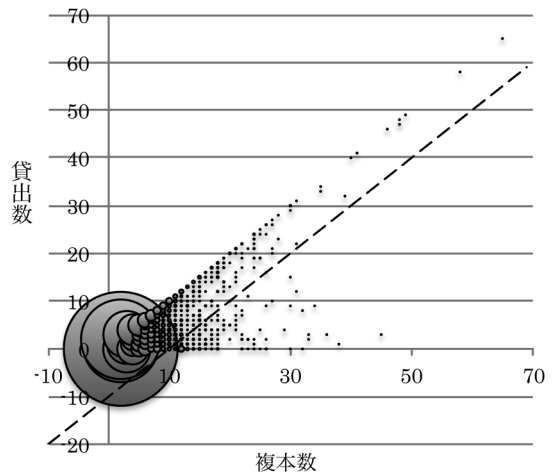
館の方が指定館よりも複本数が多い（具体的には30冊以上ある）図書が多数見られる、(2) 直営館の複本数が多い図書は「ほとんどが貸し出されている場合」と「ほとんどが貸し出されていない場合」とに分かれる、(3) 複本の多くが貸し出されていないケース（具体的には10冊以上貸し出されていないケース）は指定館よりも直営館の方が多く、の3つである。

次に、第1図、第2図を(B)新しいベストセラーか(C)古いベストセラーかに分けると第

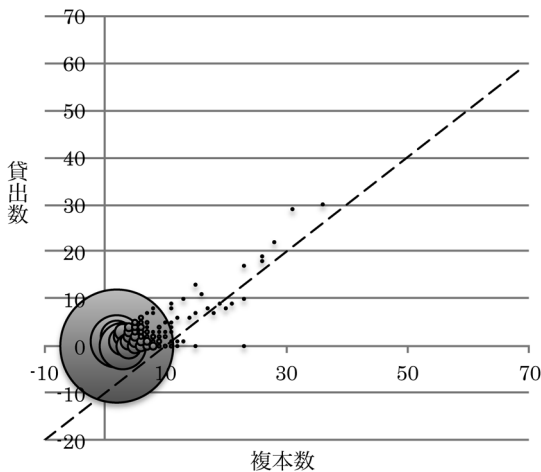
3～6図のようになった。また、(A)(B)(C)それぞれで複本数と貸出数の差が10以上の値を足し合わせたところ第15表のようになった。表中のBSはベストセラーを指し、タイプごとの結果も示してある。直営館の新しいベストセラーの分布（第5図）では、複本数が多い場合も点線より上に多くの円が存在するが、古いベストセラー（第6図）を見ると複本数が22冊を越える図書は全て貸出数が10を下回り、0に近いものも少なくない。このことから、先ほどの直営館の「複本



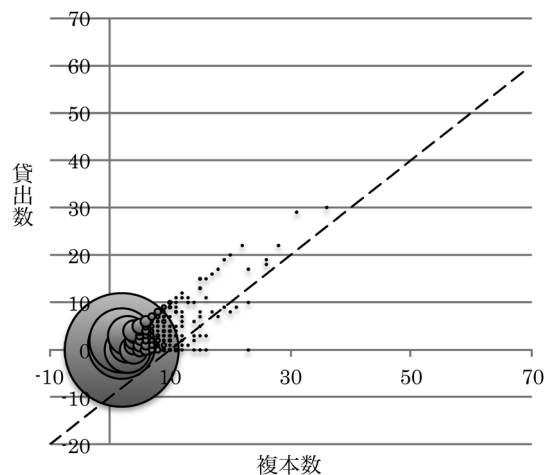
第3図 複本数と貸出数（指定館，新しいベストセラー）



第5図 複本数と貸出数（直営館，新しいベストセラー）



第4図 複本数と貸出数（指定館，古いベストセラー）



第6図 複本数と貸出数（直営館，古いベストセラー）

数が多いもののほとんどが貸し出されていない場合」は古いベストセラーで特に顕著であるといえる。なお、借りられていない図書は禁帯出の図書である可能性もあるが、複本数と貸出数の差が最も大きい館・タイトル（複本数69，貸出数2）についてOPACで検索を行ったところ、貸し出されていない図書も全て貸出可であり、禁帯出は1点も見られなかった。また、差が2番目に大きかった館・タイトル（複本数59，貸出数1）についても同様にすべて貸出可であった。

V. 考察

第IV章A節1項のNDCの結果から、指定館は直営館よりも、教養・実用・専門的な主題の図書を多く所蔵し、直営館は指定館よりも、小説・物語やエッセイなどいわゆる軽めの読みものを多く所蔵していた。第IV章A節2項のCコードの「読者対象」の結果でも、指定館は直営館よりも「教養」「実用」「専門」に分類される図書の所蔵率が高かった。第I章で述べたように、本研究

第 15 表 複本数と貸出数の差が 10 以上の値の合計

	指定館				直営館			
	n	全期間	新しい BS	古い BS	n	全期間	新しい BS	古い BS
全館	413	0.063	0.027	0.036	2,619	0.181	0.094	0.087
本館	142	0.134	0.056	0.078	1,071	0.401	0.209	0.191
分館	269	0.026	0.011	0.015	1,464	0.030	0.015	0.015
都道府県立	4	0.000	0.000	0.000	53	0.491	0.151	0.340
政令指定都市立	55	0.127	0.000	0.127	222	0.171	0.113	0.059
特別区立	96	0.052	0.052	0.000	123	0.049	0.016	0.033
市立	207	0.068	0.029	0.039	1,731	0.169	0.092	0.077
町村立	49	0.000	0.000	0.000	406	0.271	0.126	0.145
民間企業	320	0.053	0.034	0.019				
NPO	34	0.000	0.000	0.000				
公社財団	47	0.170	0.000	0.170				
民 N 公以外	12	0.083	0.000	0.083				
T 社	101	0.040	0.040	0.000				
V 社	17	0.000	0.000	0.000				
H 財団	11	0.636	0.000	0.636				

ではこれらの図書は教養書、実用書、専門書であり、学ぶ権利を侵害しない図書とみなす。指定館はこれらの所蔵率が高いという意味で、少なくともこの点に関しては、直営館より学ぶ権利を侵害しているとは言えないと思われる。

第 IV 章 A 第 2 項の C コードの「発行形態」の結果では、指定館の方が直営館より「辞典・事典」の平均所蔵率が有意に高く、「分野と内容」の結果でも、「百科事典」や「経済、財政、統計」などの平均所蔵率が有意に高かった。以上のことから指定館の方がレファレンスブックの所蔵に積極的であることが分かる。第 II 章で述べたように、水沼²³⁾は、指定館と直営館のレファレンスサービスの現況比較を行い、指定館の方が直営館より、利用者が自分で情報を調べられる環境作りに積極的であるという結果を示している。本研究でも指定館の方が調べ物用図書を積極的に所蔵している可能性が示された。「調べ学習」や「アクティブラーニング」の例からも分かるように、調べることは学ぶことにつながる。この点に関しても指定館は、直営館より学ぶ権利を侵害していると言えないように思われる。

第 IV 章 A 第 3 項の非絶版図書の結果では、指

定館と直営館の間で、非絶版図書の平均所蔵率に有意差はなかった。即ち、指定館は直営館同様、書店などで入手できる図書を提供しており、経済的な格差により、学ぶ権利の保障に、直営館よりも差を生じさせているとは言えなかった。また第 IV 章 A 第 4 項の価格の結果でも、指定館と直営館の図書の平均価格の平均値や中央値に有意差はなく、逆に最大値は指定館よりも直営館の方が高かった。即ち、「指定館は直営館より極端に高価な図書を提供し、その分低価格な図書を多数提供することを犠牲にし、それら図書の潜在的利用者の学ぶ権利を侵害している」とは言い難い結果となった。

第 IV 章 A 第 5 項の貸出率の結果では、指定館の方が直営館より一般図書の貸出率が高かった。一般図書については、指定館の方が直営館よりも、利用者のニーズに合った図書を所蔵している可能性がある。

第 IV 章 B 第 1 項では、指定館より直営館の方が蔵書に占めるベストセラーの割合が高いこと、第 IV 章 B 第 2 項と第 IV 章 B 第 3 項では、同じく指定館より直営館の方が、ベストセラーの複本数が多いことが示された。さらに第 IV 章 B 第 3

項では、指定館よりも直営館において、複本の多くが貸し出されていないケース（具体的には10冊以上貸し出されていないケース）が多く、その傾向は古いベストセラーにおいてより顕著であることが示された。第I章で述べたように、本研究では、貸し出されずに書架を占める大量の同一タイトルのベストセラーは、学ぶ権利を間接的に侵害しているとみなす。そのようなベストセラーは指定館よりも直営館の方が多く示された。即ち、「指定館の方が直営館よりもそうした図書で学ぶ権利を侵害している」とは言えないことが分かった。直営館においては、そのようなベストセラーを廃棄するなどして、新たな図書に入れ替えた方が、学ぶ権利の保障につながると思われる。

VI. おわりに

本研究では、主に学ぶ権利の侵害という観点から、2013年度に出版された一般図書10,000点と20年分のベストセラー435点について、指定館と直営館の所蔵図書と貸出状況を調査した。一般図書の分析の結果、指定館は直営館よりも「教養」「実用」「専門」に関する図書やレファレンスブックの所蔵率が高く、また図書館のタイプによってはコミックスの所蔵率が低いことが分かった。一方、直営館は指定館よりも日本の小説などいわゆる軽めの図書の所蔵率が高いことが分かった。また一般図書の貸出率は指定館の方が直営館より高かった。ベストセラーについては、直営館は指定館よりも蔵書に占めるベストセラーの割合が高く、特に古いベストセラーの所蔵率が高い傾向が示された。また直営館は指定館よりも、タイトル当たりのベストセラーの複本数も多く、直営館における方が、大量の複本が貸し出されず図書館に残っているケースが多く見られた。第V章で述べたように、以上の結果から、指定館の方が直営館よりも学ぶ権利を侵害しているとは言い難いことが分かった。

今回は指定館と直営館の所蔵図書の違いに焦点を当てたが、今後は選書の方針やプロセスの違いについても調査を行う予定である。また所蔵図書

や選書だけではなく、その他のサービスについて調査を行うと共に、利用者の満足度、指定管理者制度に伴うコストなどについても調査を進めたい。そうした研究を進めることで、より良い図書館のあり方について検証していきたい。

謝 辞

所蔵・貸出データを提供してくださった株式会社カーリルのみなさまにこの場を借りて御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

注・引用文献

- 1) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. 図書館情報学会用語辞典第4版. 丸善出版, 2013, p. 94.
- 2) 代表的なものとして、下記3) から5) の特集が挙げられる。
- 3) 特集 指定管理者制度と公立図書館経営. 図書館雑誌. 2004, vol. 98, no. 6, p. 366-381.
- 4) 特集 「ツタヤ図書館」問題. みんなの図書館. 2016, no. 466, p. 1-58.
- 5) 特集 図書館に指定管理者制度はいらない. みんなの図書館. 2016, no. 469, p. 1-44.
- 6) 日本図書館協会. 公立図書館の指定管理者制度について—2016(案). 2016, <http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/kenkai/siteikanrikeikai2016.pdf>, (参照 2017-01-18).
- 7) 日本図書館協会. 公立図書館の指定管理者制度について. 2010, <http://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=531>, (参照 2017-01-18).
- 8) 社会教育推進全国協議会常任委員会. 指定管理者制度に関する文部科学省 2005 年 1 月 25 日文書に対する社全協の見解. 2005, <http://japse.main.jp/wp-content/uploads/kenkai20050528.pdf>, (参照 2017-01-18).
- 9) 桑原芳哉. 公立図書館における指定管理者制度導入の現状: 昨年度からの変化と事業者に関する特徴. 尚絅大学研究紀要: 人文・社会科学編. 2016, no. 48, p. 13-25.
- 10) 日本ペンクラブ. 著作者の権利への理解を求める声明. http://www.japanpen.or.jp/statement/2000-2001/post_65.html, (参照 2017-01-18).
- 11) 日本図書館協会, 日本書籍出版協会. 公立図書館貸出実態調査 2003 報告書. 2004, <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/kasidasi.pdf>, (参照 2017-01-18).
- 12) 安形輝. 公立図書館における予約数と複本数の推移: 予約上位本の定点調査. 三田図書館・情報学

- 会研究大会発表論文集, 2014, p. 25-28.
- 13) “人気本の購入「配慮を」 書籍出版協会 全国図書館に要望”. 読売新聞, 2016年11月23日, 全国版, p. 37.
 - 14) ただし調査項目によってはデータが入手できなかった館もあり, これより少ないサンプル数になっている調査結果もある。
 - 15) 10,000件のISBNを分析対象としたことを指す。なお本研究では, 異なりISBNの単位に「点」, 複本を含む単位に「冊」を用いる。また, 以後ISBNが異なる場合は「タイトル」が異なるという表現を用いる。
 - 16) 図書の出版年度を2013年度に限ったのは, 年度を限らなければその図書が指定管理者制度下で収集されたか否かの判断が難しいためである。例えば, 2012年度に指定管理者制度を導入した館が2011年度以前に出版された図書を所蔵していた場合, その図書の収集時期は制度導入前後いずれでもありうる。なお後述するようにこの分析では2014年度以降に指定管理者制度を導入した館や2013年度時点では指定館であったがその後直営に戻した館は分析対象から除外した。
 - 17) カーリル, <https://calil.jp/>, (参照2017-01-18)。
 - 18) なお, 指定管理者の業務範囲に選書は含まれない指定館も存在する。例えば, 赤山みほ(赤山みほ, 公立図書館における指定管理者の選考プロセスの実態調査, 日本図書館情報学会誌, 2016, vol. 62, no. 4, p. 242-253)の調査では「図書館業務全般を任せている」のは77.3%であり, 担当しない業務については「図書館協議会の運営」などとともに「選書・資料の廃棄」も挙げられているものの, 本研究では選書の担当者やプロセスは考慮せず, 指定館と直営館では結果としての所蔵資料がどのように異なるかを明らかにする。なお, 指定館に選書業務を任せているか否かや選書プロセスの差異については今後の課題としたい。
 - 19) 池沢昇, 海老名市立図書館の選書リストの分析, みんなの図書館, 2016, no. 466, p. 26-36.
 - 20) 小山永樹, 永田治樹, 「公共図書館の経営に関する調査」結果報告, <http://www.slis.tsukuba.ac.jp/grad/assets/files/project/h19/report.pdf>, (参照2017-01-18)。
 - 21) 前田博子, 公共図書館における指定管理者制度の導入実態, 学術講演梗概集, E-1, 建築計画I, 各種建物・地域施設, 設計方法, 構法計画, 人間工学, 計画基礎, 2007, 2007年度大会(九州), p. 109-110.
 - 22) 日本図書館協会図書館政策企画委員会, 図書館における指定管理者制度導入についてのアンケート集計結果, 現代の図書館, 2007, vol. 45, no. 1, p. 41-51.
 - 23) 水沼友宏, 公立図書館における指定管理者制度導入館と直営館の現況比較: レファレンスサービスを中心として, 日本図書館情報学会誌, 2016, vol. 62, no. 4, p. 221-241.
 - 24) 大場博幸, 安形輝, 池内淳, 大谷康晴, 公平中立な蔵書: 公立図書館における「集団的自衛権」を主題とする本の所蔵, 日本図書館情報学会誌, 2016, vol. 62, no. 2, p. 83-100.
 - 25) Stephen Sloan, Regional Differences in Collecting Freethought Books in American Public Libraries: A Case of Self-Censorship?, The Library Quarterly: Information, Community, Policy, 2012, vol. 82, no. 2, p. 183-205.
 - 26) Judith Serebnick, Book Reviews and the Selection of Potentially Controversial Books in Public Libraries, The Library Quarterly: Information, Community, Policy, 1981, vol. 51, no. 4, p. 390-409.
 - 27) Dave Harmeyer, Potential Collection Development Bias: Some Evidence on a Controversial Topic in California, College & Research Libraries, 1995, vol. 56, no. 2, p. 101-111.
 - 28) 大場博幸, 所蔵における公平: 公立図書館における「郵政民営化」または「靖国神社」を主題とする書籍の所蔵, 常葉学園短期大学紀要, 2011, no. 42, p. 15-33.
 - 29) Joseph W. Palmer, Factors responsible for the acquisition of Canadian fiction by U.S. public and academic libraries, Library Acquisitions: Practice & Theory, 1988, vol. 12, p. 341-356.
 - 30) 杉江典子, 公共図書館における健康分野のレファレンスブック所蔵状況調査, 現代の図書館, 2007, vol. 45, no. 3, p. 165-175.
 - 31) 大塚奈奈絵, 尾崎か代, 清水悦子, 松鶴光子, 山中理恵, 官庁出版物の納本状況調査: 「官庁資料要覧」収録資料のNDLにおける所蔵調査, 科学技術文献サービス, 1995, no. 106, p. 1-5.
 - 32) 木川田朱美, 辻慶太, 国立国会図書館におけるボルノグラフィの納本状況, 図書館界, 2009, vol. 61, no. 4, p. 234-244.
 - 33) 大場博幸, 所蔵における優先序列: 市町村立図書館における新書の選択, 常葉学園短期大学紀要, 2009, no. 40, p. 21-35.
 - 34) 福岡泰, 小木曾真, 愛知県下公共図書館の雑誌, みんなの図書館, 1991, no. 175, p. 16-26.
 - 35) 大久保康子, 公共図書館における雑誌: 神奈川県の場合, 現代の図書館, 1993, vol. 31, no. 4, p. 247-254.
 - 36) 加藤信哉, 大学図書館における図書館情報学分野の外国雑誌の所蔵状況について: 予備的調査, 名古屋大学附属図書館研究年報, 2004, vol. 2, p. 1-14.
 - 37) 大場博幸, 暗黙の選択基準: 市町村立図書館にお

- ける新聞・雑誌所蔵. Library and Information Science. 2004, no. 52, p. 43-86.
- 38) 高浪郁子. ベストセラーの購入「状況を調べてみました」. みんなの図書館. 2000, no. 275, p. 18-27.
 - 39) 高浪郁子. ベストセラーの購入状況を調べてみました・リターンズ. みんなの図書館. 2002, no. 297, p. 40-48.
 - 40) 高浪郁子. あのベストセラーはいま. みんなの図書館. 2009, no. 390, p. 13-20.
 - 41) 松本芳樹. ベストセラーの購入状況を調べてみました: 2015. みんなの図書館. 2015, no. 462, p. 30-43.
 - 42) 大村ちず子. 公立図書館は今どんな本を購入しているか: 望ましい選択基準のあり方を考える. 図書館界. 1991, vol. 43, no. 2, p. 83-88.
 - 43) 大場博幸, 安形輝, 池内淳, 大谷康晴. 図書館はどのような本を所蔵しているか: 2006 年上半期総刊行書籍を対象とした包括的所蔵調査. 日本図書館情報学会誌. 2012, vol. 58, no. 3, p. 139-154.
 - 44) カーリル API ではカテゴリとして以下の 6 つ, 即ち, (1) SMALL: 図書室・公民館, (2) MEDIUM: 図書館 (地域), (3) LARGE: 図書室 (広域), (4) UNIV: 大学, (5) SPECIAL: 専門, (6) BM: 移動・BM, が充てられており, 本研究ではこのうち MEDIUM, LARGE を対象とした。さらにそこから国立国会図書館 3 館と「学校図書館」「図書室」の文字が図書館名に含まれる図書館 (それぞれ 3 館, 6 館) を除外したものを調査対象のサンプルとした。
 - 45) 日本図書館協会. 日本図書館協会の取り組み: 指定管理者制度. <http://www.jla.or.jp/library/tabid/311/Default.aspx>, (参照 2017-01-18).
 - 46) 日本図書館協会図書館調査事業委員会編. 日本の図書館: 統計と名簿 2014 年版. 日本図書館協会, 2015.
 - 47) 「2015 年調査報告書」では, 指定管理者をその性格により (1) 民間企業, (2) 特定非営利活動法人 (NPO), (3) 公社・財団等地, (4) その他, の 4 つに区分している。本研究では上記 (3) を「公社・財団」, (4) を「民 N 公以外」, とし分析した。なお後述する方法で担当管理者を特定したところ「民 N 公以外」に該当する管理者は図書館友の会や学校法人, 公社財団と民間企業から成る団体などであった。
 - 48) 総務省. 指定管理者制度導入状況調査 (平成 24 年 4 月 1 日現在) 個票. http://www.soumu.go.jp/iken/siteikanrisya_dounyujoukyou_kohyou_h240401.html, (参照 2017-01-18).
 - 49) この調査と対象図書館の突き合わせは図書館名をもって行ったが, 立の有無や誤字による差異など同一と考えられるものが 136 館存在したためこれらは同一の館とした。また, 12 館は図書館が入っている施設名から判断した。例えば, 明和町立図書館は図書館が入っている施設「明和町ふるさと会館」の管理者「リブネット・イセツ共同事業体」を担当管理者と判断した。
 - 50) いくつかの指定管理者について, 誤字や表記方法の違いなど名称は一致していないものの同一と考えられるものが存在したため, これらはすべて同一の管理者とした。また, 営業所だけが異なる, あるいは営業所名が付記されているだけの場合も同一の管理者とした。例えば, 「(株) 図書館流通センター」「株式会社図書館流通センター」「株式会社図書館流通センター」「図書館流通センター出水営業所」はいずれも「株式会社図書館流通センター」として同一の管理者とした。
 - 51) NDL-OPAC. 全国書誌提供サービス. http://ndl.opac.ndl.go.jp/F/?func=find-c-0&local_base=gu_nz, (参照 2017-01-18).
 - 52) ISBN コード/日本図書コード/書籍 JAN コード利用の手引き 2010 年版. 日本図書コード管理センター, 2010, p. 15.
 - 53) それぞれの項目は, 日本図書コード管理センター (<http://www.isbn-center.jp/guide/05.html>) の分類表をもとに数値化した。ここで, 「コミック」と「コミックス」など項目名は一致していないものの同一と考えられるものが 26 項目存在したが, これらについては同一のものとして数値を付与した。
 - 54) Books.or.jp は「国内で発行され, 現在入手可能な書籍を収録する書籍検索サイト」である。(Books.or.jp「当サイトについて: Books.or.jp とは」<http://www.books.or.jp/about.aspx>, (参照 2017-01-18))。
 - 55) 株式会社トーハン. 年間ベストセラーアーカイブ. <http://www.tohan.jp/bestsellers/past.html>, (参照 2017-01-18).
 - 56) NDL-OPAC (<https://ndlopac.ndl.go.jp>) の「検索機能のみを利用 (ゲストログイン)」の「詳細検索」を用いた (参照 2017-01-18)。

要 旨

【目的】 公立図書館への指定管理者制度の導入については否定的な意見が多く、中には所蔵資料や学ぶ権利の侵害に触れるものもある。だが、その実態を示す研究は極めて少ない。本研究の目的は、大規模なデータに基づいて、指定管理者制度を導入している図書館（以下、指定館）とそうでない図書館（直営館）の図書の所蔵・貸出状況の差異を、主に学ぶ権利の侵害という観点から示すことである。

【方法】 指定館 413 館、直営館 2,619 館を対象に、カーリルを用いて (1) 2013 年度に出版された図書サンプル 10,000 点（以下、一般図書）、(2) 1996 年から 2015 年までのベストセラー 435 点、の所蔵・貸出状況を調査した。所蔵・貸出データは 2016 年 4～7 月に収集した。(1) については、NDC（日本十進分類法）や C コード、非絶版図書や価格などの特性ごとに傾向を、(2) については年数が経過したベストセラーの所蔵・複本数、貸出状況などを調査した。

【結果】 一般図書に関しては、指定館の方が直営館より「教養」「実用」「専門」に分類される図書やレファレンスブックの所蔵率が高いこと、逆に直営館は指定館よりも、日本の小説などいわゆる軽めの図書の所蔵率が高いことが分かった。さらに都道府県立、特別区立、町村立の図書館では、指定館の方が直営館よりコミックスの所蔵率が低いことが分かった。ベストセラーに関しては、直営館の方が指定館より蔵書に占めるベストセラーの割合が高く、タイトル当たりの複本数も多く、大量の複本が貸し出されずに図書館に残っているケースが多かった。「学ぶ権利を侵害しない図書」とはどのようなものか議論は残るものの、一般的な感覚としては、「指定館は直営館より学ぶ権利を侵害する図書を提供している」とは言い難い結果が得られた。